

號八十第 料資查調政市

約契償報業事斯瓦

會查調政市京東

豐



0c-72

市政調査資料 第十八號

我國主要都市に於ける



瓦斯事業報償契約

財団法人 東京市政調査會

序

我が國に於ける最初の瓦斯事業は横濱の石炭瓦斯製造所であつて、明治五年九月二十九日夜初めて瓦斯燈が點火された。東京に於ては明治七年十二月十八日初めて京橋以南に八十五基の瓦斯燈が點ぜられた。しかく瓦斯製造装置の輸入は早くも明治初頭に行はれたのであるが、明治七年米國から石油ランプが輸入さるゝに及び、ランプが我が國の住宅と習慣とに適合し、その使用が普及したため瓦斯事業の發達は殆んど全く阻止されてしまつた。然しその後瓦斯事業は徐々にその發達を爲しつゝあつたのであるが、電燈の出現に依つて再びその領域を脅かされることゝなつた。電燈は瓦斯燈にとつては大強敵であつて、燈用としての瓦斯は到底電氣に太刀打はできない。そこで瓦斯事業は燈用目的の分野を棄て、熱用目的の新分野を開拓し始めた。この方面に於ける瓦斯事業の發達は躍進的であつた。今や瓦斯は大中都市に於て市民日常生活の必需である。

此の如く曲折を経て市民生活の必需にまで發達した瓦斯事業は如何に統制せられて來たか。そして如何に統制せられつゝあるか。瓦斯事業に對しては近年まで何等國家的統制が加へられてゐなかつた。纔かに府縣が夫々勝手の監督統制を加ふるに過ぎなかつた。しかもこの府縣の監督は單に保安警察上よりの取締に止まるものであつて、その間何等見るべき聯絡も統一もなかつた。この間に處して公益事業としての瓦斯事業に多少たりとも公益的監督を加ふる任務を果しつゝあつたものは都市と瓦斯事業會社との間の報償契約である。報償契約に依る監督統制は勿論所謂契約に依る監督であつて、その力も弱く又頗る地方的個別的たるを免れない。然し地方的であり個別的であるだけそれだけ特殊な独自の活動分野を有するのである。大正十二年瓦斯事業法が制定さるゝに及び瓦斯事業は一般的に同法に依つて規律されることゝなつた。然し乍ら報償契約は瓦斯事業法の制定に依つて決してその存在を否定されはしない。否、事業法の制定に依つて初めて法令と報償契約との職能が分明に闡明された。報償契約は法令下に於て飽くまでその本然の任務を全うすべきであ

る。移り行く社會經濟狀態に順應して報償契約が公益事業に對し適實の監督統制を加ふることは新時代の都市の社會的責務であると同時に眞に都市そのものゝ權能の内容的充實を意味するものではあるまいか。

本書は現在我が國主要都市の有する瓦斯事業報償契約の内容に就き比較研究を試みたものであつて、市政調査資料第十七號「電氣事業報償契約」と併せ見ることゝを便宜とする。因に本篇は本會研究員小倉庫次の調査執筆に成るものである。

昭和三年十月

財團 東京市政調査會

我國主要都市に於ける
瓦斯事業報償契約

目次

第一章 概 説	一
1 瓦斯事業の發達	2
2 企業形態	3
3 監督方法	4
4 報償契約	二
第二章 契約期間	三
5 契約期間	6
6 期間の定めなき場合	二
第三章 事業者の特權	一六
第一節 事業の獨占	一六
7 事業の獨占性	8
8 獨占權	一六
第二節 道路その他の使用占用	二三
8 使用占用の物件と範圍	10
10 使用占用の手續	二三
第三節 使用料特別税の免除	二七

11	使用料の免除	12	特別税の免除
第四章 事業者の負擔……………二九			
第一節 報 償 金……………二九			
13	報償金の算定方法と報償率	14	納付時期
	ング・スケール法	15	特別報償
		16	スライディ
第二節 公用料金の割引……………四六			
17	公用の範囲	18	割引率
第三節 料金の制限……………五〇			
19	料金制限		
第四節 財政的制限……………五四			
20	配當制限	21	資本の増減
		22	社債及び借入金
		23	擔保權の設定
第五節 經理上の義務……………五九			
24	計算の證明	25	帳簿書類財産等の検査
		26	營業の報告
第六節 其 他……………六三			
第五章 事業の移轉……………六五			
27	營業種目の變更	28	供給の擴張
第六章 事業の買收……………六七			
29	事業の讓渡	30	事業の合併
第七章 事業の消滅……………七六			
31	買收權	32	優先讓受權
		33	買收價格決定方法
		34	買收權發生時期
第八章 契約期間の満了……………八四			
35	事業の廢止	36	契約の解除
		37	原狀回復
38	期間満了の時期		
第九章 其 他……………八六			
39	法令に依る影響	40	特殊約款
第十章 結 語……………八九			
41	報償契約の缺陷		

我國主要都市に於ける瓦斯事業報償契約

第一章 概 説

Ⅰ 瓦斯事業の發達

石炭瓦斯は既に一六〇〇年頃和蘭人に依り發見されたといはれてゐる。英國人ウィリアム・マドックは一七九二年コインウォールのレッドラスに於ける自分の家に瓦斯燈を點じた。獨逸人ウインゾルは一八〇四年ロンドンのライセアム劇場に瓦斯燈を點じ又一八〇七年には初めて街路照明として瓦斯燈をベルメル街に點じた。そして一八一二年には現在のロンドン瓦斯コーク會社の前身たるチャータード・ガス・ライト・エンド・コーク・カムパニーが設立された。我が國に於ては明治四年（一八七一年）七月横濱駐劄獨逸領事シキウヲライスが横濱市に瓦斯會社を設立せんことを計畫しこれを當時の神奈川縣令井關盛良に出願したことがある。然し縣令は該工業が外國人の手中に落ち邦人が空しく拱手傍觀するに至るであらうことを遺憾としこの事を高島嘉右

1 Edwin Upton, Gas Undertaking. p.1.

2 「明治工業史」 一六一頁以下。

衛門、田中平八外七名に謀つたが、何れもこれに賛成し横濱に於て石炭瓦斯製造所の設立を企て佛人技師ベルグレンの設計監督の下に明治五年九月工事を完成し同月二十九日夜我が國に於て初めて瓦斯燈が點ぜられた。この事業は起工のときから明治八年七月迄は高島氏個人の事業であつたが翌八月からは横濱市民の共有となり、横濱連合會所の經營の下に資本金二十萬四千圓を投じ當初一日約六萬立方呎の瓦斯製造能力を有し主要導管の延長は約七萬九千三百八呎であつた。明治十年頃には一旦横濱市内町外十三箇町民の共有に移つたが、明治二十五年横濱に市制が實施さるゝに及び同製造所も市營に移り横濱瓦斯局となつて現在に及んでゐる。

横濱に於ける瓦斯製造事業は我が國に於ける最初の試みで該工業成敗の試金石であつた。この成績に稍々見るべきものがあつたため明治七年には東京に於ても資本金約七、八萬圓を投じて瓦斯製造所が建設された。これが大正四年三月廢止された東京瓦斯會社の芝區金杉製造所である。これより先き明治四年東京府權知事利公正氏が市の共有金を以て高島嘉右衛門氏をして英國より瓦斯機械を購入せしめた。これに依つて先づ新吉原廓内に瓦斯燈を建設する計畫であつたといはれてゐる。然し當時瓦斯事業は全く新奇の事業であつて進んでこれに當る人が無かつたため、折角到着した機械も空しく深川の仙臺屋敷に藏められてゐたと傳へられてゐる。その後横濱に於け

る高島氏等の事業が稍々成功を見たため、東京に於ても前記金杉の製造所が建設され、明治七年十二月十八日初めて京橋以南に八十五基の瓦斯街燈が點ぜられた。瓦斯機械の購入は市の共有金を以てされたのであるが、その後この共有金は東京會議所の管轄に歸したため、前記瓦斯事業の建設は東京會議所の事業として經營された。明治九年五月には東京會議所は更にこの事業を府に引渡し、東京府廳内に瓦斯局が設けられ、會議所經營時代より管理の任に當つてゐた澁澤榮一氏が瓦斯局長となり専ら經營の衝に當つた。東京に初めて瓦斯燈が點ぜられた明治七年には米國から初めて石油ランプが輸入された。ランプは日本の住宅と習慣とに適合した爲め、その使用は忽ち普及し瓦斯燈の大強敵となり瓦斯事業は頗る困難なる立場に陥つた。且つ工場規模が小であつて殆んど試験的のものに過ぎなかつたため收支は到底相償はなかつた。そこで事業擴張の必要を感じ、開設當初瓦斯供給量一日約二萬立方呎に過ぎなかつたものを、十四萬立方呎に擴張したために事業も稍々その緒に就き明治十三年頃から諸官衙を始め街路の一部に瓦斯燈の點火を見るに至つた。この瓦斯事業は明治十八年に至り東京府會の決議に依り民間に拂下げらるゝこととなり、茲に資本金二十七萬圓の東京瓦斯株式會社が設立さるゝに至つた。これが今日公稱資本一億圓を擁する東京瓦斯株式會社の誕生である。

明治七年東京に於て瓦斯製造所が建設されて以來明治二十九年迄約二十年間は新に瓦斯事業の經營を見なかつた。明治二十九年大阪に於て資本金三十五萬圓を以て大阪瓦斯株式會社が設立されたが、種々なる事情の爲め事實上製造所の建設を見なかつた。その後外資を輸入し二百萬圓を以て明治三十五年工を起し同三十八年に到り初めて大阪市に瓦斯燈の點火を見るに至つた。神戸瓦斯會社の設立されたのは明治三十一年で、工場設立を終り實際瓦斯供給を行つたのは同三十四年正月であつた。従つて神戸に於ける瓦斯供給事業は大阪に於けるよりも五箇年先立つてゐる。明治三十七八年頃迄は瓦斯事業は極めて寥々たるものであつたが、明治の末年に至り急激に増加してゐる。

瓦斯事業發達概況

年次	事業數	需用家數	供給量
明治三十七年	一		
明治三十一年	四		
明治三十九年	一〇		
明治四十三年	四三		
明治四十四年	六三		

大正元年	大正六年	大正十一年	大正十四年	大正十五(昭和元年)
七五	七三	七五	七八	八〇
四九〇,〇〇〇	五八三,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	六八〇,〇〇〇	七九五,〇〇〇
四,九〇〇,〇〇〇,〇〇〇	八,一〇四,七四二,〇〇〇	一二,二六三,三四七,四九二	四〇八,四一九,〇五九	四八一,四九六,二一四

瓦斯事業發達の跡を概観するに需用家數は大正三年の六十四萬を最高として、次第に遞減し大正八年四十八萬迄下り、大正十一年には五十五萬に上つたが同十年には四十六萬となり大正元年よりも四萬低下した。かゝる需用家數の遞減は、燈用としての瓦斯が全く電燈に蠶食されたことと、歐洲大戰中の炭價の騰貴とに基因してゐる。大正十二年の低下は勿論關東大震災に依る東京及び横濱に於ける需用家數の減少に基いてゐる。然し最近は需用家數も漸増の傾向にある。

燈用としての活動分野を失つた瓦斯事業は近年熱用としてその活動分野を大いに開拓するに至つた。即ち瓦斯需用家數は近年遞減の傾向にあつたにも拘らず、瓦斯供給量は大正四年を界として年々一億乃至二億立方呎の躍進的增加を示してゐる。事業資本は大正元年末に於ては公稱資本二億二千六百萬圓、拂込資本一億七千四百萬圓であつたが、大正十四年末に於ては公稱資本六億七千五百萬圓、拂込資本五億五千二百萬圓である。而して最近には大都市近郊の未供給區域に瓦

瓦斯供給計畫の新設又は擴張を試みらるゝもの漸く多く、燈用又は動力用としての活動を奪はれたる瓦斯事業も熱用として大いに發展の分野を開拓しつつある。

2 企業形態

前述の如く瓦斯製造装置の輸入は明治初年であつて、泰西文化の輸入と同時にあつた。當時は急激な歐米の制度文物の洪水的流入に依り國を擧げてごつた返してゐた時代であつて、到底これを十分消化し自己の營養素とするの餘裕はなかつた。この食傷的輸入の中に介在してゐた瓦斯事業が顧られなかつたといふことは當然である。早くも明治七年に兎も角我が國に瓦斯燈の點火を見たといふことは寧ろ奇蹟であつたといつていゝ。横濱及び東京に於ける瓦斯供給は珍奇な歐米施設の單なる紹介であつて、試験的に止まり、後年の營利事業としての十分な採算乃至公益事業としての使命を自覺してゐた譯ではない。従つて相當多額の經費を要し、しかも採算のとれぬ試みであつたのであるから、先づ以つて公共團體の手に依つて瓦斯供給が行はれたといふことは自然である。

然し事業がいはゆる試験時代を經過して、營利企業として十分成立し得ることが立證され、一方時世の進展と共に日清、日露の兩役を経て漸くわが經濟界も實力と活氣とを生ずるに及び、瓦斯事業も頓に勃興して來た。瓦斯事業はその性質上製造及び供給設備に多額の資本を固定化する必要がある。この點は電氣事業程ではないが、相當巨額の資金を要する。故に個人企業としては勿論適しない。資金並に經營の點から最も近代的大企業に適する株式會社組織が瓦斯事業に對しても主要形態となつたことはいふ迄もない。現在瓦斯事業數八中市營のもつ五を除き他は總て株式會社組織である。この外大阪に土地會社を中心とする組合組織の瓦斯事業が營まれてゐるといふことを聞いてゐるが、恐らくそれは供給區域の著しく限定されたものであつて、極端な例外にまじり、主たる企業形態は株式會社組織である。

瓦斯事業を市營してゐるのは横濱、高田、福井、金澤、久留米の五都市である。この中横濱の市營は既に述べた通り沿革的には最も古い。その他の市營は比較的最近のことである。これ等市營事業の許可及び開業年月を擧ぐれば左の如くである。

市名	許可年月	開業年月
横濱	明治五年九月	明治五年九月
高田	大正七年十月	大正七年十月
福井	明治四十四年九月	明治四十五年二月
金澤	明治三十九年七月	明治四十一年十一月

久留米

大正二年三月

大正三年五月

瓦斯事業を市営してゐるのは現在右の五都市に止まるのであるが、瓦斯事業市営の形態は將來大いに注意するを要する。後に述べようと思ふのであるが、瓦斯事業は電氣事業、殊に電燈電力供給事業に比し、技術的に見て遙かに市營に適してゐる。若し過去に於て我が國都市が公益事業の職能、性質等を十分研究してゐたならば、恐らく今日はもつと多くの市營瓦斯事業を生じてゐた筈である。外國に於ける事例に徴しても公益事業市営の發達は先づ上水道事業、次に瓦斯事業それから電氣事業といふ順になつてゐる。將來我が國に於ても瓦斯事業の市營が増加するであらうことは十分期待される。

3 監督方法

瓦斯供給事業は技術的に見て可成り危険の伴ふ事業であるから保安上この方面の監督を十分加へなければならぬのは勿論、供給の普及と同時に所謂公益事業としての瓦斯事業に相當の統制を加ふることが必要である。然るに我が國に於ては大正十二年瓦斯事業法の制定せらるゝ以前に於ては瓦斯事業に對する全國的統制監督の途は開かれてゐなかつた。たゞ各府縣が夫々勝手に規則を設けて取締つてゐたのであつて、その間には統一も聯絡もなかつた。そしてその取締も専ら

保安上よりの取締であつて、公益事業としての見地からの統制ではなかつた。公益事業としての觀點から多少たりとも事業に對し監督制限を加へてゐたのは報償契約である。瓦斯事業の如き公共の利害に重大な關係ある事業の統制監督に關し何等據るべき一定の法規なく、唯各府縣の警察の見地よりする府縣令に依らしむるといふことは不適當であるので大正十二年第四十六回帝國議會に於て瓦斯事業法が制定され、同法に依つて事業が一般的に規律されることとなつた。同法に規定されてゐる主要な事項は、(一)事業特許主義の採用、(二)道路、河川その他の公共物の使用規定、(三)料金その他瓦斯供給條件の規定、(四)瓦斯工作物に對する保安上及び衛生上よりの規定、(五)事業の讓渡又は買收規定、(六)瓦斯の光力、熱量、壓力、成分等に關する規定である。瓦斯事業法は瓦斯事業を純然たる特許企業としてゐる點、供給瓦斯の質を規定してゐる點等に於て電氣事業法よりもより公益的内容を有する立法といふことが出来る。この意味に於ては瓦斯事業法は電氣事業法が電氣事業報償契約の分野を侵食してゐる以上に瓦斯事業報償契約の内容に立ち入つてゐる。

現在瓦斯事業法並に關係法規は瓦斯事業に十分監督統制を加へてはゐるが、未だ瓦斯事業報償契約の「存在理由」を否定し去る底には及んでゐない。電氣事業報償契約に就て述べたと同様に

瓦斯事業報償契約も亦報償契約として独自の活動分野を有するのである。

4 報償契約

瓦斯事業の監督統制方法に就ては電氣事業に對する監督統制と同様に(一)、法令に依る監督、(二)報償契約に依る監督、(三)特殊機關に依る監督の三が存在し得る。前二者は既に我が國に經驗されつゝあるのであるが、後者は未だ我が國に於ては經驗されない。現在の瓦斯事業委員會はアメリカ合衆國の公益事業委員會に名稱は類似してゐるのであるが、その性質は全く異つてゐる。我が瓦斯事業委員會は主務大臣の單なる諮問機關であつて、瓦斯事業の統制監督に就ての立法機關でもなければ又執行機關でもない。前項に述べた如く公益事業としての見地よりする瓦斯事業に對する監督は初め都市と瓦斯事業會社との間の報償契約に依つて行はれた。そしてこれは現在も繼續しつゝある。瓦斯事業法は可成り多分にこの性質の監督規定を包含してゐる。然し乍ら瓦斯事業法の監督も法令に依る監督の性質上勢ひ一般的であり格一的であることは免れない。總ての事業に對して一般的均一的に法令に依る監督を加へることは電氣事業に就て述べたと同様、主要なる事項に關しては極めて適當であり、必要である。然し詳細なる事項に就ては法令に依つて一般的格一的監督を加へることは殆んど不可能であり、又假りに可能なりとしても、徒ら

に煩雜を益すのみであつて、却つて監督の能率を引下げる結果となるであらう。従つて個々の事業に對し該事業の規模及び發達程度乃至地方的事情等を考慮し適實なる監督を行ふためには法令に依る原則的監督方法以外の方法に據らなければならぬ。即ち報償契約の活動分野は茲に存在するのである。報償契約の起源がその名の示すが如く報償問題に發しそれを中心としてゐるにせよ、將來の報償契約はこの方面に活動生面を開拓しなければならぬ。

一度び道路法が制定せらるゝや報償契約はその存否を疑はれた。法理上その存否の疑は未だ解決されてはゐない。而して今茲にはその存否に就て深く討究することを試みない。が然し現在事實上報償契約が存在し活動しつゝあることは疑もなきところである。この明確なる事實がある以上又嘗ては唯一の公益的監督方法であつた報償契約の内容を検討することは無意義ではない。否これ等舊時代の監督内容を検討し新時代の要求に適應する内容を發見することは現代の任務である。法令に依る監督が十分なる効果を收むることを得ず報償契約に依る監督亦その能率を發揮することを得ずとすれば、そこに殘される方法は特殊の機關に依る監督制度唯一途である。公益事業委員會の如き特殊機關に依る監督は我が國に於ては未だ經驗なく、その効果は全然未知數であるが、電氣事業の監督に就て述べたと同様にこれを試みる價値は十分にある。我が國に於ける現

在の監督方法が極めて官僚的であるのを見て直にかゝる制度の制定をあやぶむのは餘りに現實に捉はれた議論である。電気事業の監督に就ても、瓦斯事業の監督に就ても特殊の機關に依る新しい方法を考究し、我が國の實際に適應した制度を樹てることは極めて必要なる建設的方策であるといはなければならぬ。

第二章 契約期間

5 契約期間

瓦斯事業は瓦斯事業法の規定に依つて純然たる特許企業となつた。同法第三條に依り瓦斯事業を營まんとする者は勅令の定むる所に依り主務大臣の許可を受けなければならぬ。瓦斯事業を經營するには何うしても道路、橋梁、堤塘、公園等の公共物の使用又は占用を避けることは出来ない。瓦斯事業報償契約が都市の事業者に對するこれ等公共物の使用占用の許可と事業者の都市に對する報償とを主たる内容としてゐることは電気事業報償契約と同様である。従つて瓦斯事業法實施以前に於ては事業者に對し事業經營の必須條件たる道路その他公共物の使用を承認する報償契約はこの點に於て極めて重要な役目を演じてゐた。それは例へば一種の特許狀にも類して

ゐた。契約期間は事業の特許期間とも見得べきものであつた。然し瓦斯事業法の制定に依つて事業許可權は明確に主務大臣の權限に歸屬し、主務大臣の許可を得たる事業者は河川、溝渠、道路堤防その他公共用の土地をその效用を妨げざる限度に於て管理者の許可を受けて使用することを得ることとなり、管理者は正當の事由がなければその許可を拒むことは出来ない。而して道路その他の管理者は道路法に依り都市に於ては市長であつて、自治團體たる市の關するところではない。この點に於て報償契約は重大なる約款が法令の結果消滅に歸し、従つて契約の期間は特許期間たるの性質は失つたのであるが、報償、買収等に關し制度上、經濟上、猶重要なる多くの約款を残してゐる。

報償契約中には契約期間の定めあるものとなないものがある。今期間の定めあるものに就きその期間を列擧すれば左の如くである。

我國主要都市に於ける瓦斯事業報償契約契約期間

市	事業者	期間	契約締結期日
東京	東京瓦斯株式會社	三十年	明治四十四年十一月二十五日
名古屋	名古屋瓦斯株式會社	二十五年	明治四十年五月十三日

長崎	東邦電力株式會社	三十年	大正四年四月一日
函館	北海道瓦斯株式會社	三十二年	大正二年十二月五日
仙臺	仙臺瓦斯株式會社	二十年	明治四十三年九月十五日
小樽	北海道瓦斯株式會社	三十三年	大正元年十一月二十七日
札幌	北海道瓦斯株式會社	三十三年	大正元年九月十七日
八幡	西部合同瓦斯株式會社	十五年	大正四年三月三十日

右の如く契約期間の最も短いものは八幡の十五年、最も長いものは小樽及び札幌の三十三年であつて、電気事業報償契約の十年乃至三十五年よりは稍々中庸を得てゐる觀はあるが、期間に一定の原則のないことは全く電気事業に於けると同様である。

6 期間の定めなき場合

報償契約中には契約期間を定めてゐないものがある。これに屬するものは大阪、京都、廣島、熊本及び岡山の契約である。これ等の契約は期間の定めなしとはいへ、永久的契約では勿論なく、又孰れか一方の當事者又は兩當事者が何時にても解除し得る契約でもない。電気事業報償契約の場合と同様に期間の定めない契約は開業後一定期間を経過することに依り市に買收權の發生すべきことを規定してゐる。その一定期間の長短は契約期間と同様契約に依り夫々異つてゐる。

市	事業者	要開業後經過期間	契約締結期日
大阪	大阪瓦斯株式會社	五十年	明治三十六年八月六日
京都	京都瓦斯株式會社	二十五年	明治四十年六月二十一日
廣島	廣島瓦斯株式會社	三十年	明治四十三年四月二十九日
熊本	熊本瓦斯株式會社	十五年	明治四十四年一月二十八日
岡山	岡山瓦斯株式會社	三十年	明治四十二年

右表の如く市は事業者が開業後十五年乃至五十年を経過したときはその希望に依り事業を買收することが出来る。即ちこの期間は契約が事業者に獨占權を認めてゐる場合はその獨占期間の最少限と見ることが出来る。これに依つて都市は買收權を留保しつゝ、他方に於て事業者に事業の安定性を與へたのである。然し大阪の場合の五十年は餘りに長期に過ぎはしなかつたであらうか。都市が事業の買收を適當とする時期は開業前に來るか、又開業後に來るか或は開業後に來るとしても開業何年後に來るかは全く不明である。従つてその間に一定の原則的期間を見出すことは殆んど不可能であり、従つて實際上十五年乃至五十年といふが如き大きな相異を生じてゐるのである。

事業買收に就て瓦斯事業法第十七條は「市町村カ瓦斯事業ヲ營マムトスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ管轄區域内ノ瓦斯事業ヲ買收スルコトヲ得」と規定してゐる

従つて都市は主務大臣の認可さへ得れば何時でも瓦斯事業を買収することが出来る。然し同法附則第三項は「第十七條ノ規定ハ本法施行ノ際市町村ト瓦斯事業者トノ間ニ瓦斯事業ノ買収ニ關シ期間ノ定メアルトキハ其ノ期間之ヲ適用セス」と規定してゐる。これに依つて瓦斯事業法は報償契約の存在を前提してゐると同時に契約に於ける買収の爲めの要経過期間の效力を認めてゐる。従つて契約期間の定めない報償契約は買収の爲めの要経過期間中は買収を實行しないといふことを都市が事業者に保證するものであつて、この點に於ては事業者にとつて頗る有利なるものとなつてゐる。

第三章 事業者の特権

第一節 事業の獨占

1 事業の獨占性

瓦斯事業も電気事業と同様に土地收用法、瓦斯事業法等に依り公益事業として種々の特権を與へられてゐる。これ等特権の外に瓦斯事業の有する公益上又事業經濟上極めて重要な特権は事業

獨占權である。瓦斯事業は瓦斯の製造及び供給設備に多額の資本を固定化し又各戸が一事業者の供給設備を以て足る關係上區域的に獨占的傾向を有することは電気事業と同様であるが、更に電気事業にも増して獨占性の強いことはその供給の範圍が技術的にも經濟的にも著しく限定されてゐるといふ點にある。電氣の送電配電範圍にも勿論技術上並に經濟上一定の限度は存在するが、瓦斯の供給範圍の局限には殆んど比較にならない。瓦斯事業はその供給範圍がかく限定されるから勢ひ需用者の密集した地點を中心とし、その外には多くを出でない。言ひ換れば瓦斯事業は都市を一單位とし、これを供給對象として成立するものである。相當離れた二都市の瓦斯事業の間に成績上の競争は兎に角如實に同一需用家を争奪するといふ競争は生じ得ない。この瓦斯供給範圍の制限が瓦斯事業に強い地域的獨占性を與へてゐることはいふ迄もない。

又瓦斯事業はその供給を爲すため道路、橋梁その他公共物を使用占用しなければならぬことは電気事業と同様であるが、その使用占用する範圍は場所的に觀て電気供給に於けるよりも遙かに大である。従つて同一の街路に二つの瓦斯事業者が並列して導管を敷設するといふことは資本の二重投下といふ不經濟は別としても一般公共の道路の利用を著しく妨げることはいふまでもない。況してや二つ以上の瓦斯事業者が導管施設競争をして街路を掘り返すことは道路行政上殆ん

ど許すべからざることである。この點から觀ても瓦斯事業は電氣供給事業以上に獨占性が強いといふことが出来る。

瓦斯事業法制定に當り議會に於て議員の「同一の區域に於きましては……將來矢張り獨占事業として之を御認になる御積りでありますか、又二箇以上の同業者が競争的に現れました場合には共に併せて之を許可せらるゝ方針でありますか」といふ質問に對して、主務大臣は左の如く答へてゐる。

一 區域内に於て二箇以上の事業經營者を認めるや否やと云ふ御質問でございますが、是は取引所法に於ける取引所の如く必ず一區域内に於て一箇所に限定するまでの必要を認めて居りませぬのでございます。併しながら事業の性質が公益に關する事業でありまして相當に取締を致しますと同時に相當に其の事業に對しましては保護を致す必要がありますから、事實に於ては一箇町村に於て二箇所の事業を認めると云ふことは稀有の例に屬することと信じます。併しながら何も獨占的に一箇所に限ると云ふ規定は設けて居りませぬ。

成る程瓦斯事業法は瓦斯事業を獨占事業とは認めてゐない。然し前記答辯に依つて當局も瓦斯事業法制定に當り原則として區域的に獨占事業とする方針であつたことが視はれる。そして答辯の表では當局は瓦斯事業者を保護する見地から事業を原則として獨占事業たらしめるように解せられるのであるが、これは寧ろ逆に一般需用者の利益の立場から主張しなければならぬ事柄であ

る。事業を獨占事業たらしむることに依つて競争に依る無益の損失を避け資本投下の重複を防ぎ事業の經營を合理化し、低廉なる料金を以て優秀なる供給を普及せしむべきである。このことは常に需用者の利益であるのみならず、國民經濟上よりいふも頗る重要なことである。

瓦斯事業はその公共事業たる性質上必然的に事業の獨占性を有するのであるが、更に上に述べたように技術上又經濟上獨占性の強い事業であるから、この點に於ては公益事業市營化の傾向中にあつて最も市營に適した事業の一つといふことが出来る。

8 獨 占 權

瓦斯事業は前項に述べた如く區域的に獨占性の強い性質の事業であるが、報償契約に於て事業者に獨占權を認めてゐる事例も頗る多い。これは勿論契約約款が瓦斯事業の自然的性質に順應した結果である。瓦斯事業經營の爲めには道路その他公共物の使用占用を避けることは出来ない。而して道路法施行前に於てはこれ等の使用占用に就ては市町村の承認を得なければならなかつた。従つて市町村が事實上事業經營の許可權を持つてゐると同一であつたから、市町村が報償契約に於て道路その他の使用を承認すると同時に他方に於て認めてゐた事業の獨占は有效且つ有力の事柄であつた。然るに道路法の制定實施に依り道路その他道路關係公共物の管理者が自治團

官報號外、大正十二年三月二十一日「衆議院議事速記録」第三十五號七九三頁。

體たる市町村にあらざして、市町村長であるといふことが明確に規定され、瓦斯事業法は道路その他の使用に就てはその管理者の許可を受くべきことを規定してゐる。従つて道路法及び瓦斯事業法の制定實施に依り、公共物の使用許可に就ては自治團體たる市町村は全く權限なく、關知するところなきものとなつた。報償契約に於けるこの重要な規定が法令の結果無効に歸したといふ理由を以て契約の存否が先年東京市と東京瓦斯株式會社との間に争はれたことは人の知るところである。尤も道路法施行の際現に道路の使用に關し許可又は承認を受けてゐたものは同法第六十七條に依り同法に依つて管理者の許可又は承認を受けたものと看做されてゐる。而して同條但書に依つて之を失効せしむることは妥當ならずとされてゐるから從來の約款の效果は存續してゐる譯である。然し都市が事業者との報償契約に於て事業者に獨占權を與ふる爲めに、契約期間中自ら瓦斯事業を經營せず又新に生ずる瓦斯事業者に對し道路その他公共物の使用を承認せずと規定してゐることが何の程度に效力があるかは頗る疑問である。この解決は將來に待たなければならぬ。瓦斯事業法に依つて道路その他公共物の使用許可權はその管理者たる市町村長の權限に歸屬したのであるが、同時に同法は管理者が正當の事由なくしてその許可を拒んだ場合は主務大臣が瓦斯事業者の申請に依りその使用を許可することを得としてゐるから、管理者たる市町村長

4 道路專用に關する件、大正九年六月二十九日各地方長官宛、内務省地方土木兩局長通牒。

も決して事業者に獨占を保證することは出来ない。かゝる次第で契約に依る獨占權保證の效力は頗る疑はしいのであるが、瓦斯事業法そのものも報償契約の存在を前提してゐるのであるから、この約款が何等かの意味に於て相當の考慮を拂はるゝであらうことは想像に難くない。報償契約に於ける獨占權の規定は注意するを要する。

東京市と東京瓦斯株式會社との間の報償契約書第四條は左の如く規定してゐる。

第四條 市ハ本契約期間内ハ自ら瓦斯事業ヲ經營セス又新クニ生スル瓦斯供給營業者ニ對シテ第一條(道路その他の使用)ノ承諾ヲ與ヘス

但會社カ獨占權ヲ濫用シ不法ニ市ノ公益ヲ害シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

此の如く事業者に獨占權を認めてゐる都市は東京の外、大阪、名古屋、京都、長崎、廣島、函館、仙臺、小樽、札幌、八幡の各都市である。而して京都、函館、小樽及び札幌の契約規定は東京の規定と殆んど同一であつて名古屋及び長崎の契約の規定は東京の規定の但書以下を缺いてゐる。大阪の契約の規定は左の如くであつて稍々趣が異つてゐる。

第九條 市ハ自ら瓦斯事業ヲ經營セス又他ニ向ツテ瓦斯會社ノ設立ヲ承認セサル事

即ち市は瓦斯事業を經營せざることに就て期間を附しないばかりでなく、他に向つて瓦斯會社の設立を承認せずとして、宛も市が瓦斯會社設立の認可權を有するが如く規定してゐる。廣島の

契約の規定もこの大阪の規定と全く同様である。八幡の契約は左の如く規定してゐる。

第十條 町（八幡市、當時は町）ハ自ラ町内ニ於テ瓦斯事業ヲ經營セス又同一目的ヲ以テ新ニ生スル事業者

ニ對シ共經營ヲ承認セサルコト

これに依れば市は瓦斯事業の設立認可権はないが、經營認可権は有するよう規定してゐる。仙臺の契約は左の如く規定してゐる。

第十條 市ハ本契約ノ有効期間内ニ於テ市自ラ瓦斯事業ヲ經營セス又新ニ生スル瓦斯事業者ニ對シ第七條

（道路その他公共物の使用）ノ承認ヲ與ヘサルモノトス

但會社カ市内ノ需要ヲ滿タスニ足ルヘキ施設ヲナササルトキハ此ノ限ニアラス

即ち但書の規定が特別である。需要を滿すに足るべき施設とは何の程度の施設か可成り問題である。瓦斯事業法にも「瓦斯事業者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ瓦斯ノ供給ヲ拒ムコトヲ得ス」（第十四條）と規定してゐるが、同法制定に當り議會に於てこの正當の事由に就て質問があつた際主務大臣は左の如く答辨してゐる。

此の正當の事由と云ふことの解釋如何に依つては瓦斯事業者が困ることがあらうと思ふ。例へば經濟上の事由に基いて瓦斯事業者が需要者の要求に應じて供給することが出来ない場合が随分あると思ふ。斯様な場合に於ても尙ほ本條の適用を受けて正當の事由なくして供給を拒んだものと云ふことになるのであらうかと

うかと云ふような御質問でありましたが、是は貴族院の委員會に於ても屢々議論がありましたことで、正當の事由であるかないかと云ふことは一々其實に當つて適當の判斷を下さなければならぬことであります。が、瓦斯事業者が瓦斯を供給致したいとしても經濟上致すことが出来ないと云ふが如き場合は、恐らく正當の事由と云ふことに歸著するであらうと當局では考へて居ります。

この答辨に依つても知らるゝ如く事業者の供給義務は技術上供給可能であるのみならず、經濟上も供給可能であることを前提してゐるようである。仙臺の規定の但書もこれに準じて解釋すべきであらう。實際問題としてこれは事業者の事業擴張義務に關聯する重要問題である。又京都の契約も但書に於て「會社カ正當ノ事由ナクシテ公益ノ爲メニ市ノ要求ニ反シ瓦斯供給事業ノ經營ヲ完成セサルトキハ此ノ限リニアラス」と規定してゐるが、經營の完成とは如何なることを意味するか頗る不明確である。

熊本及び岡山の報償契約は事業者に對し獨占權を認むる約款を包含してゐない。

第二節 道路その他の使用占用

9 使用占用の物件と範圍

瓦斯事業施設を爲すために使用占用しなければならぬ物件は全く電氣事業の場合と同様であ

る。報償契約款の認めてゐる使用の範圍が事業經營上必要なる限度に止まることは勿論である。唯その必要限度がさきにも述べた如く場所的に電氣事業の場合よりもより大である。然し電氣事業に就ても將來地下線式とすることが強制される、に至れば大體瓦斯事業の場合と同様になるであらう。道路その他公共物の使用占用を認めてゐる契約款は一言に多少相異があるが趣旨は何れも一樣である。東京市と東京瓦斯株式会社との間の報償契約には左の如くある。

第一條 市ハ其ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路、橋梁、堤塘、公園其ノ他ノ土地工作物ニ對シ會社ノ營業上必要ナル埋管其ノ他ノ裝置ヲ爲スコトヲ承認ス

この道路その他の使用約款は報償契約中に於て報償約款と共に重要な事項であるから、何の契約も漏れなく規定してゐるのであるが、唯熊本の場合は契約書の本文に於て市は會社に「瓦斯管理設ノ爲メ市内里道ノ使用ヲ許可スルニ付左ノ契約ヲ締結ス」と記し、約款中に加へずに特に抽出してゐる。以てこの事項が契約中に於て如何に重要な役目を演じてゐるかがわかる。

使用占用の範圍は東京の契約の如く「營業上必要」なる限度とし、或は大阪の契約の如く「正當ナル十分ノ便宜ヲ無償ニテ會社ニ與フヘキ事」とし、要は公正なる判斷に依り事業經營のため相當にして必要な程度と解すべきである。

10 使用占用の手續

多くの契約は前項の如く道路その他公共物の使用占用を承認すると同時に使用占用に當り豫め設計書に就き市の認可を受くべきことを規定してゐる。東京の報償契約には左の如くある。

第二條 會社カ前條ノ土地工作物ヲ使用セントスルトキハ豫メ設計書ヲ提出シ市ノ認可ヲ受ケ命令ニ遵フヘシ
シ若シ其ノ使用ニ因リテ市ニ損害ヲ及ホシタルトキハ會社ハ之ヲ賠償スヘシ

これと同様の規定をしてゐるのは名古屋、長崎、函館、仙臺、小樽、札幌の諸都市の契約である。大阪、京都、広島、熊本及び八幡の契約はこれを規定してゐない。但し八幡の契約は瓦斯管増設撤去はその時々市の許可を受け、埋設撤去に係る復舊工事は市の指定する方法に依らなければならぬことを規定してゐる。設計書を提出し市の認可を受けしむるといふこの事前監督に依つて前項にいふ相當にして必要な使用占用の範圍を限定することが出来、且つ道路その他の一般公共の使用に對する不當の妨害を統制することが出来るのである。この規定は公益上極めて必要の規定であつて、この監督約款のない報償契約は重大なる缺陷を有すといはなければならぬ。

事業者が道路その他の使用に當り市に損益を及ぼし、又は市に出捐行爲を餘儀なくせしむる場

合これを賠償又は負擔しなければならぬことは法理上當然のことであるが、多くの契約はこの明文を掲げてゐる。この規定は設計書認可に依る事前監督を規定してゐない大阪、京都、廣島、八幡の契約中にも含まれてゐる。これを規定してゐないのは熊本のみである。

岡山の契約は使用手續等に關し特殊の規定をしてゐるからこれを左に掲げる。

第一條 起業者ハ瓦斯導管ノ布設修繕等ノ爲メニ道路ヲ掘鑿セントスルトキハ工事着手三日前其町名位置ヲ詳記シタル圖面及設計書ヲ添ヘ市役所ヘ届出共認可ヲ得テ施行スルコト但修繕工事ニシテ急遽ヲ要スル場合ハ工事着手ト同時ニ本文ノ書類ヲ添ヘ其ノ旨市役所ヘ届出掛員ノ立會ヲ求メ其ノ指示ニ從フコト

第二條 起業者ハ瓦斯導管ヲ水導管ト併行若シクハ交叉シテ埋設スルトキハ工事施行中岡山市役所ヨリ掛員貳名ノ立會ヲ乞ヒ其ノ費用ハ起業者ニ於テ負擔スルコト

第三條 起業者ニ於テ瓦斯導管埋設ノ爲メ水道鐵管又ハ其ノ他ノ附屬物ニ異狀ヲ生セシメタルトキハ其ノ修繕ニ要スル費用ハ總テ起業者ニ於テ負擔スルコト

第四條 起業者ニ於テ路面ヲ復舊スル場合剩土ヲ生セントキハ悉皆之ヲ取捨テ掘鑿セシ道幅ニ五割ヲ加ヘタル面積ニ徑四分以下ノ砂利厚サ二寸目潰シ山土一寸ヲ敷均シ一應突固メ更ニ徑同上ノ砂利ヲ厚サ二寸ニ上敷スルコト但最後ニ用ユル砂利ハ別ニ便宜ノ地ニ備置キ岡山市役所掛員ノ指揮ヲ受ケ撒布スルコト

第五條 岡山市水道ノ擴張及下水道ノ改良又ハ新設ニ際シ既設ノ瓦斯供給本支管埋設ノ位置ヲ變更又ハ一時

取除ノ必要アル場合ハ起業者ヲシテ何時タリトモ無償ニテ變更又ハ取除ヲ爲サシムルコト

水道ノ擴張及下水道ノ改良又ハ新設後其本管及支管ノ變更修繕又ハ新設ヲ要スルトキ亦同シ

第六條 道路ノ新設變更又ハ橋梁架換等ニ付既設瓦斯供給管ニ障害アル場合ハ其ノ位置ヲ變更若クハ原形ニ復スル工事等ハ起業者ニ於テ何時タリトモ無償ニテ之ヲ爲スコト

第七條 起業者ハ瓦斯供給管ノ布設及修繕ヲ施シタル跡ノ路面ハ前記第四條ニ依リ原形ノ如ク修理シ市役所掛員ノ検査ヲ受ケ検査後ト雖モ其ノ工事ノ爲メ原形ヲ損スルニ至リタルトキハ直ニ修繕スルコト

岡山の契約は前記の如く道路その他の使用に關し詳細なる建設規定を設け、全約款十四ヶ條中半分を之に費してゐる。従つて契約がこの方面に偏重の嫌ひはあるが、かゝる工事施行上の監督規定を設けて置くことは、これを報償契約そのものに置くとその他の協定等に依つて設けるとを問はず、頗る必要である。報償契約中にかゝる建設規定を設けてゐる點に於て岡山の契約は報償契約中に於て特異のものである。

第三節 使用料特別税の免除

II 使用料の免除

道路その他公共物の使用に就き使用料を免除してゐることは電気事業報償契約に於けると同様である。この使用料の免除は勿論他方に報償款約が存在してゐるからである。東京の瓦斯報償契約には左の如くある。

第三條 市ハ一般ノ市税ヲ除ク外第一條ノ使用（道路その他の使用）ニ對シ何等ノ料金若クハ市税ヲ賦課徵收セス

多くの契約はこれと同一の規定を包含してゐる。この規定を存しない契約は大阪の契約の如く無償にて事業者に道路その他の使用の便宜を供することを規定してゐる。唯岡山の契約はこれに付何等の規定を設けてゐない。が他方に報償款約を設けてゐる點と契約全體の精神とより推して他契約と同様に當然これを免除してゐるものと類推される。

12 特別税の免除

報償契約は又前項東京の契約の範例に示す如く一般市税を除き事業者に對し何等の名義を以てするを問はず特別税を賦課しない旨を規定してゐる。この免除も亦他方に報償款約が存在してゐるからである。岡山の報償契約は特別税の免除に就ても亦何等規定してゐない。然しこの場合も使用料に就てと同様免除してゐるものと解釋される。

電気事業報償契約に就て述べた際に記した通り、報償契約そのものの起源が特別税賦課問題から生じてゐる。そして特別税の賦課に代ふるに一定の報償を爲すこととなつた。當時特別税の賦課は膨脹せる都市財政の一財源として行はれたものである。従つてこれに代る報償も亦一財源たるの性質を繼承してしまつた。このことは報償契約の使命上頗る遺憾なことである。事業を單に都市課税客體としてのみ遇せんとするのであれば徵税に便宜な課税方法を考へればよい。報償契約の報償款約の如く事業の利益に對して一定歩合を納付せしむるといふ方法は財源手段としては決して賢明な策ではない。報償款約の公益的任務はこれに依つて都市が財源を得るといふことよりも寧ろこれに依つて都市が事業に對し財政的統制權を行使するといふ點にあるのである。即ち報償款約は財源手段たる特別税乃至使用料に代るものとして生誕したのではあるが、生誕の後に於て全く異つた後天的の公益的使命を帯びるに至つた。この事は特に注意しなければならない。

第四章 事業者の負擔

第一節 報償金

13 報償金の算定方法と報償率

電気事業報償契約に於ける報償金算定方法には四種あつたのであるが、瓦斯事業報償契約に於ける報償金算定方法は皆一様に純益金を算定の基準としてゐる。但その報償率を夫々異にしてゐる。即ち左の如くである。

東京	純益金の百内の六	熊本	純益金ノ百分の三
大阪	純益金の百分の五	仙臺	純益金の百分の十五
名古屋	純益金の百分の五	岡山	純益金の百分の三 但配當七朱以上の場合は百分の五
京都	純益金の百分の五	小樽	純益金の百分の四
長崎	純益金の百分の四 但最低額七、五〇〇圓	札幌	純益金の百分の三
広島	純益金の百分の五	八幡	純益金の百分の三
函館	純益金の百分の四		

報償契約の内容中報償約款は最も重要なものであるから、何れの契約も例外なくこれを規定してゐる。右に掲げし如く報償金算定の基準は皆純益金に置かれてゐるのであるが、報償率は千分の十五乃至百分の六種々である。仙臺の報償率が最低であつて最高の東京の率に比すれば僅々四分の一である。率に於ける一分の披きは報償實額に於ては非常な披きとなる。従つて報償率に百分の六乃至百分の一・五の差異のあることは報償そのものに就て殆んど比較にならぬ程の寛嚴

あることを示してゐる。事業の繁榮度、報償金以外の事業者の負擔の輕重等に應じ報償率に適當なる多少の高低あることは合理的であるといはなければならぬ。然し仙臺と東京の場合に見るが如き格段なる披きが果して適實といへようか。かゝる寛なる報償義務を負ふに止まる仙臺の瓦斯事業會社が營利企業として頗る良好な成績を收めてゐることは寔に當然である。本來ならば需用者の比較的稀薄であるであらう中小都市の瓦斯事業は、稠密なる大都市の事業よりは不利であり成績が擧らないのが當然である。それにも拘らず仙臺の如き中都市の事業が良好であることは取も直さず一面に於ては料金の不廉と供給の普及を計らぬことに基くと同時に他面に於ては報償義務の寛なることに基いてゐる。報償義務を峻嚴にすることが直に公益事業政策上合目的であるとは勿論いへない。が一方に於て獨占權を認め事業に安定性を與ふると同時に報償義務を寛にして資本家の跳梁を自由ならしむる迄に瓦斯事業を保護することは、事業未發達時代は兎に角、今日の發達程度に於ては少くとも公益的でないといふことは斷言できる。

今行はれてゐる報償約款の報償率を概見するに大都市程その率が高く大體都市の大きさに正比例してゐる。これは都市人口が多數稠密してゐる程事業にとつては有利な譯であるから、報償率にかゝる傾向の存在してゐることは實際的であり又當然のことである。かゝる傾向のあることはよ

いのであるが、現行率そのものがよいかわるいかは考究を要する問題である。次に純益金とは何ぞやに就ては電気事業報償契約の場合に述べた如く不明確なる點がある。益金額の多寡を帳簿上に於て自由に増減し得ることは極めて容易なことであり、餘りにも常套的な手段である。故に眞に純益金を基準とする財政的統制手段の一たる報償方法を效果的ならしむる爲めには計理上の監督を徹底しなければならない。そしてそれには公正なる事業評價の問題にまで立入らなければならない。

事業が一定限度以上に過剰利益を擧げてゐる場合の特別報償は別項の通りであるが、唯岡山の契約はこの普通報償に於ても亦報償率を利益配當率に關聯せしめてゐる。即ち事業會社は各決算期毎にその純益金の百分の三に相當する金額を市に納付するのであるが、會社が株主に對し七朱以上の利益を配當し得る場合にはこの報償率は百分の五に引き上げられてゐる。報償率を配當率に正比例せしむることは尠くとも資本家の利益獨占を牽制する効果はある。

長崎及び八幡の約款は報償最低額を定めてゐる。長崎の契約は電気事業も包含してゐるのであるが、報償金の最低額は七千五百圓を下ることを得ずと規定してゐる。又八幡の契約の報償率は純益金の百分の三であるのに、純益高一箇年を通じ六千圓未滿の場合にも百八十圓を納付すべき

ことを規定してゐる。この二契約が報償の最低限度を規定してゐることは注意しなければならぬ。

14 納付時期

報償金納付時期の問題はさして重要な事項ではないが、各契約多少その規定を異にしてゐるからこれを述べる。納付が毎決算期に行はれることは何れの契約も同様である。而して納付時期は大體定時株主總會終了後一定期間内とするものと事業者が納付額通知後一定期間内とするものとの二種に別れてゐる。事業者の納付額通知は勿論株主總會に於て計算の承認を経て後始めて行はれ得ることであるから、兩方法とも大體株主總會を基準としてゐるといへる。納付時期を株主定時總會後一週間又は七日以内としてゐるのは大阪、京都、廣島、長崎、熊本の契約である。これに反し東京、函館、小樽及び札幌の契約は納付金額通知の日より十五日以内としてゐる。名古屋の契約は「決算認定後十五日以内ニ完納スルモノトス」と規定し、八幡の契約は定時株主總會後十日以内、仙臺の契約は定時株主總會後十五日以内と規定してゐる。獨り岡山の契約は納付時期に就て何等規定してゐない。が恐らくは他の契約同様定時株主總會後一定期間内に納付することが慣行として定つて居り、何時でも事業者の勝手に都合のよい時に納付してゐるのではないで

あらう。大阪の納付期は契約約款中に規定せずして別に覺書中に規定してゐる。納付時期の問題はさして重要な問題ではないにせよ、これに就て一定の原則を設けることは亦必要である。

15 特別報償

普通報償約款が純益金を基準として報償率を定めてゐることは前述の通りであるが、報償契約は更に事業者が一定限度以上に過剰の利益を収めてゐる場合にはこれに就き特別報償を規定してゐる。各契約の純益金及び超過益金の意義を列擧すれば左の如くである。

東京

- 一、純益金とは毎決算期に於ける總益金より總損金を差引きたる額
- 二、總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含せず
- 三、積立金及賞與金其他之に類する支出は通じて總純益金の百分の十五を超過することを得ず
- 四、契約第八條（報償約款）の總損金中には従前通り減價償却金を包含することを得る、但し其割合は従前の比準を超過することを得ない（契約附屬覺書）
- 五、契約第九條の積立金及賞與金其他之に類する支出は補頭金償却基金其他何等の名義を以てするに拘らず會社の配當金額に影響すべき總ての控除金を包含する（契約附屬覺書）

大阪

- 一、純益金とは各事業年度に於ける總益金より總損金を引去りたる額
- 二、總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含せず
- 三、超過益金とは純益金中より普通報償金を控除したる殘額より拂込資本額に對し年一割二分に相當する金額並に法定準備金最低額を差引きたる額。法定準備金の差引は會社が資本四分の一に相當する準備金を有するに至りたるときは之を止む
- 四、各事業年度とは會社の各計算期をいひ、又總損金中には正當なる減價償却金を包含する（覺書）

京都

- 一、純益金とは毎決算期に於ける總益金より總損金を控除したる額
- 二、總損金中には各種積立金及賞與金等を算入せず
- 三、超過益金とは純益金中より普通報償金最少法定準備金及拂込株金に對する年率一割二分の配當金を控除したる殘額。法定準備金の控除は會社が資本金額の四分の一に相當する準備金を有するに至りたるときは之を止む

名古屋

- 一、純益金とは各決算期に於ける總益金より總損金及法定積立金を控除したる額
- 二、會社重役の賞與金は總損金中に算入せず
- 三、會社が資本の四分の一に相當する準備金を有するに至りたるときは積立金の控除は之を爲さず

広島

- 一、純益金とは各計算期に於ける總益金より總損金を引去りたる額
- 二、總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含せず、但正當なる減價償却金は總

損金中に包含す

三、超過益金とは純益金中より普通報償金を控除したる残額より拂込資本額に對し年一割二分に相當する金額並に法定準備金最低額を差引きたる額。法定準備金の差引は會社が資本金四分の一に相當する準備金を有するに至りたるときは之を止む

長崎

一、純益金とは毎半期決算期に於て長崎營業所總益金より同上總損金及法定積立金の長崎營業所分擔額を控除したる額

二、總損金中には別途積立金及役員賞與金其他之に類する支出の分擔額を包含せず

三、總損金中固定資本償却金の分擔額は長崎營業所に投じたる固定資本金額千分の十五を越ゆることを得ず

四、總損金中固定資本償却金の長崎營業所分擔額は會社固定資本金額に對する長崎營業所固定資本金の按分割合を以て之を定め本社費（營業稅、所得稅、支拂利息、報酬諸係費）の長崎營業所分擔額は會社總收入金額に對する長崎營業所總收入金額の按分割合を以て之を定む

五、法定積立金は會社の總益金より總損金を控除したる殘金の百分の五を越ゆることを得ず

六、法定積立金の控除は會社が資本金の四分の一に相當する積立金を有するに至りたるときは之を止む

七、超過益金とは長崎營業所益金より普通報償金及別途積立金（會社純益金の百分の五）並に役員賞

與金分擔額を控除したる殘額にして長崎營業所に投じたる資金に對し年一割二分を超過する額
八、別途積立金及役員賞與金其他之に類する支出は通じて會社の總益金より總損金を控除したる殘金の百分の十を越ゆることを得ず

九、法定積立金、別途積立金及役員賞與金の長崎營業所分擔額は長崎營業所總益金より同上總損金を控除したる殘金を會社總益金より同上總損金を控除したる殘金に按分して之を定む

函館

一、純益金とは總益金より總損金を差引たる額

二、總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含せず

三、超過益金とは總益金が函館市に於ける營業期末建設工事費及貯藏物品代價合計額に對し年率百分の十五を超過するときその超過額より法定準備金最低額を差引たる殘額とす

熊本

一、純益金とは各事業年度に於ける總益金より總損金を控除したる額とす

二、總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含せず

三、超過益金とは純益金中より普通報償金を控除したる殘額より拂込資本額に對し年一割二分に相當する金額並に法定準備金最低額を差引きたる額とす。法定準備積立金の差引は會社が資本金の四分の一に相當する準備金を有するに至りたるときは之を止む

仙臺

一、純益金とは各決算期に於ける總益金より總損金及諸積立金を控除したる額とす。會社が資本金

の四分の一に相當する準備金を有するに至りたるときは積立金の控除は之を爲さず

一、重役の賞與金は總損金中に算入せず

岡山

一、純益金とは事業年度に於ける總益金より總損金を引去りたる額とす

二、總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含せず

三、事業者が株主に對し七朱以上の利益を配當し得る場合には普通報償率は純益金の百分の五とす
此の場合に於て總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含す

四、超過益金とは純益金中より前項百分の五の報償金を控除したる殘額より拂込資本額に對し年一割二分に相當する金額並に法定準備金最低額を差引きたる額とす。法定準備金の差引は會社が資本金四分の一に相當する準備金を有するに至りたるときは之を止む

小樽

一、純益金とは總益金中より總損金を差引きたる額とす

二、總損金中には各種積立金及賞與金其他之に類する支出を包含せず

三、超過益金とは純益金が小樽市に於ける建設工事費及貯藏物品代價の合計額に對し年率百分の十五を超過するときその超過額より法定準備金最低額を差引きたる殘額とす

札幌

一、純益金とは總益金中より總損金を差引きたる額とす

二、總損金中には各種積立金及役員賞與金其他之に類する支出を包含せず

三、超過益金とは純益金が札幌市に於ける營業期末建設工事費及貯藏物品代價の合計額に對し年率百分の十五を超過するときその超過額より法定準備金最低額を差引きたる殘額とす

八幡

一、純益金とは各事業年度に於ける總益金より總損金を控除したる額とす

二、總損金中には各種積立金及賞與金（使用人の賞與金を含む）其他之に類する支出を包含せず

三、超過益金とは會社の八幡營業所より生ずる純益金より普通報償金を控除したる殘額にして八幡營業所の投資額に對し年一割二分を超過する額とす

純益金及び超過益金の規定内容は右の通りで大體各契約同様である。唯超過益金に就ては北海道諸都市が稍々異つた規定を有してゐる。さてこれ等超過益金の報償率即ち特別報償率如何と見れば左の如くである。

東京	年率九分配當標準以上の超過益金に就ては所謂スライディング・スケール法の規定がある	熊本	超過益金の五分の一
大阪	超過益金の四分の一	岡山	超過益金の八分の一
京都	超過益金の四分の一	小樽	超過益金の三分の一
長崎	超過益金の四分の一	札幌	超過益金の三分の一
広島	超過益金の四分の一	八幡	超過益金の五分の一
函館	超過益金の三分の一		

特別報償たる超過益金の報償率は右の如く益金の八分の一乃至三分の一である。この報償率にも非常な抜きがあり一定の基準の存在しないことは普通報償率の場合と同様である。名古屋及び仙臺の契約は特別報償に就ての規定がない。従つて事業者は如何に多くの利益を収めても普通報償率による報償だけを以て足るものと解される。仙臺の契約は普通報償率そのものが頗る低いのであるから、旁々事業者にとつては極めて有利の契約といはなければならぬ。

電氣瓦斯事業の如き公益事業を営む會社の配當を制限することは公益上極めて必要である。最近はこれを實現しようといふ意見が大分生じてゐるようである。たゞこれを何の程度に制限すべきか困難な問題である。報償金の賦課は一面に於て事業會社の配當を制限する力あることは勿論である。然し普通報償が到底十分その制限の効果ないことはいふ迄もない。配當制限の効果は寧ろ特別報償に期待しなければならぬ。然るに瓦斯事業報償契約の特別報償を見るに大多数は拂込資本に對し一割二分以上の超過益金に就てこれを規定してゐる。公益事業に對しては一割二分乃至それ以上の高率なる配當を許すべきや否やが既に問題である。社會經濟事情が將來如何に變動して行くかは豫見を許さぬのであるが、少くとも現在を以て推し得る社會經濟常態に於ては公益事業の配當率を一割二分に制限することは高きに失するとも低きに過ぐるうらみはない。従

つて現在報償契約の特別報償が拂込資本に對し一割二分以上の超過益金に就て規定してゐるのは既にその限度に於て事業者に對し寛なるものといはなければならぬ。次にその報償率であるが八分の一乃至三分の一は決して配當を制限するに十分の效力はない。少くとも超過利益は事業者と社會と均分する程度でなければならぬ。

翻つて報償金そのもの、本質を考へれば、普通報償たると特別報償たるとを問はず、收入その事を目的とせずしてこれに依つて事業者の利益獨占を制限し事業の財政を統制し以てその經營を公益原則に副はしめんとするにある。故に超過利益は寧ろ擧げてこれを料金の低下、供給の改善普及に向けしむることを合目的とする。この意味に於ては東京の契約のスライディング・スケール法は極めて適當なるものである。特別報償は勿論超過利益に就て何等の報償規定なきに優ること萬々ではあるが、將來公益事業政策上これに對し如何に處すべきかは三考を要する問題である。

16 スライディング・スケール法

東京市と東京瓦斯會社との間の報償契約第六條は左の如く規定してゐる。

第六條 會社ハ其拂込資本額ニ對スル年率九分ノ配當ヲ標準トシ尙ホ過剩アルトキハ其過剩額ヲ會社及需用者ニ均分スルノ主義ニ據リ次ノ事業年度ニ於テハ該過剩金ノ半額ニ比準スル料金ヲ引下クヘシ。若

シ九分ニ達セサル場合ハ特ニ料金壹圓七十五錢マテヲ限度トシ其不足ノ半額ニ比準スル引上ヲ爲スコトヲ得

炭價ノ激變其他特別ノ事情ニ因リ更ニ料金ノ引上ヲ必要トスル場合ハ別ニ市ノ承認ヲ求ムヘシ

本條第一項の規定が所謂スライディング・スケール法である。此規定は契約當時の市理事者がロンドンの瓦斯會社が實行してゐるスライディング・スケール法を手本としてこれに倣ひこれを改作したものださうである。この方法はアメリカ合衆國に於てはボストン合同瓦斯會社が實行してゐる即ちこの場合標準瓦斯料金は千立方呎九十仙、標準配當率は七分であつて、瓦斯料金をこの標準料金より一仙引下ぐることによつて配當率を五分の一パーセント増加することを許されてゐた。言ひ換れば會社は一分増配する爲めには料金を五仙引下げなければならぬ。かく料金と配當率とを牽聯せしめるスライディング・スケール法は事業者の利益獨占を防止する方法としては極めて有力な方法であり、事業の超過利益を需用者に還元する方法としては頗る適實な方法である。

前掲東京の契約約款も會社の配當率と瓦斯料金を牽聯せしめて居り、所謂スライディング・スケール法を採用してゐるわが國の唯一例である。この第六條の解釋に就ては相當疑問が存するのであるが、市と會社とは先づ同條實施に關し特に左の如き協定を行つてゐる。

- 一、契約第六條ニ於テ過剩額ト稱スルハ契約第八條（筆者註、普通報償）ノ納付金ヲ控除シタル額カ拂込資本額ニ對スル年率九分ノ配當金及契約第九條制限（筆者註、積立金賞與金等限度）内支出金ノ合計額ニ對シ超過シタル場合ノ差額ヲ指シタルモノトシ之ニ達セサル場合ノ差額ヲ同條ノ所謂不足金トス
- 二、瓦斯料金率改正ノ標準ト爲スヘキ契約第六條ノ過剩額及不足金ハ會社ノ上半下半年營業期ヲ通シテ計算スルモノトス
- 三、契約第六條ニ依リ瓦斯料金率ノ改定ヲ爲ス場合ニ於テ新料金率算定ノ標準ト爲スヘキ瓦斯數量ハ過剩額若クハ不足金ヲ生シタル當該營業期ノ製造所發送數量ヨリ其四割ヲ減シタル數量ニ依ルモノトス
- 四、契約第六條ノ過剩額又ハ不足金ハ本協定第一及第二ニ基キ算出シタル金額ニ依ルノ外他ニ一切ノ増減ヲ加ヘサルモノトス
- 五、契約第六條ニ依リ瓦斯料金率ノ改定ヲ爲ス場合ニ於テ一千立方呎ニ對スル算出額ニ壹錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ引上又ハ引下共ニ四拾五入ノ法ニ依リ計算スルモノトス
- 六、點火契約ニ依ル街燈及裝飾點火其他特殊ノ供給ヲ爲ス場合ノ料金率竝ニ特別割引契約ニ係ル引用家ニ供給スル瓦斯料金ハ契約第六條ノ範圍外トス
- 七、改定瓦斯料金率ノ適用ハ毎二月一日ヨリ始マルモノトス
- 八、大正三年二月一日ヨリ改定スヘキ瓦斯料金率算定ノ標準ハ本協定第二ニ拘ラス大正二年七月ヨリ十二月ニ至ル下半年間ノ實績ニ依ルモノトス

この協定に依つて契約第六條のスライディング・スケール法の運用細則が決定されてゐるので

8 「都市問題」第四卷第四號所載、田川大吉郎氏「瓦斯報償契約に於けるスライディング・スケール其他」

9 大正二年七月二十八日市會議決第百七號。

あるが、尙多少の疑點を残す。それはこの條文に二様の解釋が存するからである。一の解釋は年率九分の配當率を標準とし、九分以上の配當を爲し得る間は何回でも料金の引下を爲し結局當標準たる九分に達するまで料金の引下を爲さなければならぬとするものである。も一つの解釋は九分以上の利益、即ち超過利益があれば之を會社と需用者に均分し先づ配當増加と料金引下を併行し、その後その増配率に變更がなければ料金もその儘据置きとし、更に配當率を増加する場合にはその増加率だけ料金を引下ぐれば足るものである。が惟ふに初の解釋が正しいのであつて後の解釋は誤りである。九分以上の配當を爲し同時に増配に相當する料金の引下を翌年度より實行し、更にその翌年度に於て超過利益ある場合は再び會社需用者均分の法則に依り増配と同時にそれに相當する料金の引下を行ふべきである。この年度の超過利益計算方法は第一回増配に應じ引下げられたる料金に依つて行ふべきことは勿論である。後の解釋の如くこの場合の超過利益計算を引下前の料金(九分配當當時の料金)に依らしむることは誤りである。若し後の解釋に依るとすれば年率九分の配當標準は第一回増配の場合に唯一度標準となるのみであつて、この率を標準とする超過利益の均分は唯一回しか行はれぬ結果となる。營利會社たる瓦斯事業者の立場からいへばこの後の解釋を希望するであらうが、増配後の次の事業年度超過利益計算を同年度に

於ける現行料金でない引下料金に據らしめんとするのは何としても牽強附會の解釋である。或は引下後の料金は超過利益均分後の料金であり、更に超過利益ありたりとてこの均分料金を均分原則に依り低下することは事業者にとり餘りに酷であるとなすかも知れない。然し如何に超過利益があればとて所詮は年率九分配當の標準に近付かしめ或は九分配當に據らしむることがこの規定の趣旨である。これは一見事業者にとり苛酷のようではあるが、他面に於ては拂込資本に對し年率九分に達しない場合には所謂スライディング・スケールに依つて料金の引上げを認めて居り、且つ東京市の如き人口稠密なる大都市に於て獨占を認めてゐるのであるから決して酷ではない。酷だといふのも要するに他都市の報償契約と對比してのことであつて、寧ろ他都市の契約が事業者に對し餘りに寛であるのであつて、東京瓦斯の契約は頗る公益的であり、他電氣、瓦斯報償契約の以て範となすべきものである。東京瓦斯會社がこの誇るべきスライディング・スケール法の規定を動もすれば撤廢せんことを市に迫らんとするのは頗る遺憾である。

スライディング・スケール法は事業者の利益獨占を防止する方法としては極めて有力な方法であつて、この方法が各報償契約に普及することは望ましいことではあるが、この方法にも亦相當難點と缺點とがある。最も困難な點は標準たるべき配當率と料金率との決定、就中配當率の決定

にある。例へば東京瓦斯會社が最近希望したように現在の九分を一割二分に引上げるならば、配當標準は殆んどあつてなきに等しい。さりとてこの標準を餘り低くするならば事業は到底伸びない。この標準も何等か確たる基準に依り時の社會經濟狀態に應じ適當に上下し得る公正なる途を拓いて行くべきではなからうか。又スライディング・スケール法の實施に伴ふ最も大なる缺點は事業者が供給の改善に力を盡さなくなるといふ點にある。成る程スライディング・スケール法は事業者を経費の節減と料金の低下とは熱中せしめる。然し直接收益を増加する以外の改善を爲すようには事業者を刺戟しない。従つて事業の維持修繕は不完全となり、利益の少ない區域への擴張は行はれない。即ち料金の低廉は實現されても、供給の改善と普及とは庶幾されない。公益的に觀て茲に缺くところがある。報償契約にスライディング・スケール法を採用する場合には十分この方面に注意を拂はなければならぬ。

第二節 公用料金の割引

17 公用の範圍

瓦斯事業報償契約は電氣事業報償契約と同様市に供給する料金即ち公用料金の割引を規定して

ゐるのであるが、先づその公用の範圍を見るに契約に依り多少その間に相異がある。東京の契約は左の如く規定してゐる。

第七條 會社ハ市有又ハ市ノ管理ニ屬スル道路、橋梁、公園其他ノ土地營造物ニ供給スル瓦斯料ニ限り普通

料金ヨリ二割ヲ減スヘシ

公用の範圍に就ては京都、廣島、函館、仙臺、小樽及び札幌の契約はこの東京の契約に於けると同様である。大阪の契約は「道路、橋梁及公園ニ於テ公共用ニ供スル瓦斯代」と規定し、公用の範圍を嚴に限定してゐる。即ち大阪に於ては道路、橋梁、公園に於ける照明瓦斯燈の料金だけ割引されるのであつて、前記以外の市廳舎その他市營造物に供給される瓦斯料金は、照明用たると動力用たると熱用たるを問はず、割引の範疇には入らない。但し道路上の公共用便所に點火する瓦斯代は覺書に依り割引の範疇に入れられてゐる。

名古屋の契約は「市ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路、橋梁及營造物其他ノ市有物件若クハ市ノ補助スル事業ニ對シ供給スル瓦斯料」と規定し、東京その他の場合よりも市の補助する事業に對する供給までも割引の範疇に入れられてゐる。市の補助する事業とは電氣事業報償契約に於けると同様何の程度の補助をする事業、何の種の事業であるか全く不明確である。兎も角名古屋に於て

は後述の如く割引率のみならず割引の範囲も廣いことは注意しなければならない。

長崎の契約は單に「市ニ供給スル……瓦斯料」といつてゐるが、結局實際上は東京その他の場合と同様であらう。岡山の契約は「岡山市公共用ニ供スル瓦斯代金」と規定し、苟くも市民一般の公共用に供する瓦斯であればその施設が市の營造物たる¹⁰と或はその他團體又は私人の施設たる¹⁰とを問はず、割引の範囲に入るようにも讀めるのであるが、他都市の契約と同様、矢張り市の施設であつて公共用に供する爲めに供給される瓦斯料金だけに就て割用されるものと解すべきであらう。實際上もさうなつてゐることゝ信ずる。八幡の契約は「町役場、學校其他營造物ニ於テ使用スル瓦斯」といひ、所謂公用の料金が割引され、公共用の料金には及ばぬ如く見えるのであるが、勿論街路照明燈の如きも包含されるものと解される。

熊本の報償契約は「會社ハ市ノ公共用ニ供スル爲メ一千燭光迄ノ點燈ハ無料ニテ供給シ、其他道路、橋梁、公園又ハ公共便所等ニ於テ公共用ニ供スル點燈ハ市ニ普通ノ料金ヨリ二割ヲ減ジ需用ニ應スル事」と規定し、一定量の無料燈を市に提供せしめてゐることは他の契約に存しない點である。又熊本の契約は燈用瓦斯料金のみに限つてゐることも注意しなければならない。

18 割引率

公用の範囲は前項の如くであるが、その割引率は左の通りである。

東京	二割	熊本	二割
大阪	二割	仙臺	二割
名古屋	四割	岡山	二割
京都	二割	小樽	二割
長崎	三割	札幌	二割
廣島	二割	八幡	二割
函館	二割		

(一定量無償)

割引率は大多數二割であつて、最も率の高いのは名古屋の四割である。これ等の割引率は勿論普通料金が二割儲けてゐるから二割とし、四割儲けてゐるから四割としたわけではないであらう。恐らくこれは事業者が市に對する御禮的又は體裁上の割引であつて、合理的基礎に依つて定められたものではないであらう。公益事業に於てはかけ値や愛嬌値引は絶対禁物である。合理的な公正の原則に基かなければならない。即ち公用料金は須らく實費主義に基き決定すべきである。このことは電氣の公共料金に就てと全く同様である。

¹⁰ 契約當時八幡は町であつた。

第三節 料金の制限

19 料金制限

公益事業に於ては料金は最も重要な問題である。事業の主要収入は料金収入であつて、事業者の不當なる利益の獨占を防止するためには先づ以て料金率を統制することが必要である。されば瓦斯事業法は電氣事業法の料金届出制に反し所謂料金認可制を採用した。即ち事業者は料金の設定又は變更に就ては主務大臣の認可を受けなければならない。かく料金問題は事業法に依り主務大臣が全國的に統制することゝなつたのであるが、都市も報償契約に依つて夫々地方的に料金の監督を行つてゐる。尤も監督といつても報償契約に依る監督は極めて非科學的の監督であつて、僅かに料金値上に就て同意權を留保してゐる程度のものである。唯東京の契約に於ては前述の如くスライディング・スケール法を採用し、極めて合理的に料金の統制を行つてゐる。尙東京の契約は炭價の激變その他特別の事情に因り料金の引上を必要とする場合には市の承認を求むべきことを規定してゐる。大阪、名古屋、京都、廣島、函館、小樽及び札幌の各契約は夫々料金の値上に就き市と協議し、市の承認又は同意を得べきことを規定してゐるだけである。長崎の契約は料金の引上及び引下共に豫め市の承認を得べきことを規定してゐる。岡山の契約は瓦斯代金を定め又は之

11 瓦斯事業法第十二條。

東京市調査會

を引上げんとする場合はその都度市と協議するものとしてゐる。名古屋の契約は尙外に瓦斯料金を變更したときはその都度市に報告すべきことを規定してゐる。大阪及び廣島の契約は「會社カ開業ノ日ヨリ五ヶ年ノ後ニ於テ瓦斯代價ヲ引上ケントスル場合」にその都度市と協議すべきこととしてゐる。かく特に開業の日から五ヶ年後の料金引上に就て規定してゐるのは、五ヶ年以前ならば事業者が勝手に料金を引上げ得るといふことを意味するのではなくして、少くとも開業後五ヶ年間は料金を引上げないことを意味するものと解される。何れにしても大阪及び廣島に於ける瓦斯事業は開業後五箇年を既に遙かに以前に經過してしまつてゐるので、このことは今は問題ではない。

熊本、仙臺及び八幡の契約は料金に就て何等規定してゐない。

瓦斯料金の廉不廉は單に料金率そのものゝみをとつて斷定することは出來ない。供給瓦斯の質と料金と照比して初めて料金の廉不廉を斷定することが出来る。これは獨り瓦斯料金に就てのみではない。一般公益事業の料金を考慮する場合常に留意しなければならない問題である。最近は瓦斯事業關係法令に依つて瓦斯供給の標準が規定されたのであるが、瓦斯事業報償契約が供給瓦斯の質の方面を閑却したことは大なる缺陷といはなければならない。唯然し京都の報償契約は契

約に附隨し左の如き協定を行つてゐる。

瓦斯料上同意條件

- 一、瓦斯會社ノ供給スル瓦斯ハ「メートル」ノ「インレット」ニ於テ壓力水柱一吋二分ノ一ヲ下ラサルコト
- 二、熱量ハ最低三百英單位壹箇月平均熱量參百貳拾五英單位以上タルヘキコト
- 三、會社使用ノ石炭價壹萬斤ニ付百圓以下ニ低落シタルトキハ本市ト協議ノ上相當料金ヲ引下クルコト
- 四、瓦斯ノ供給狀態ハ其ノ品質成分壓力ヲ勉メテ不變的ニナラシムルコト
- 五、京都市長ノ検査ニ依リ壓力水柱一吋二分ノ一熱量壹箇月平均參百貳拾五英單位ヨリ低下セルモノト認ムルトキハ不可抗力又ハ會社ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ基ク場合ヲ除キ會社ハ熱量低下ノ場合ニハ平均熱量數ヲ以テ相當セル料金ヲ除シ之ニ低下セル熱量數ヲ乘シタルモノノ二倍ニ相當スル金額ヲ、壓力低下ノ場合ニハ十分ノ一吋ヲ減スル毎ニ一箇月料金ノ十五分ノ一ニ相當スル金額ヲ違約金トシテ本市ニ納付スルコト
- 六、會社ノ供給スル瓦斯ノ熱量カ參百五拾英單位乃至四百英單位以上トナリタル場合ニ於テハ相當料金ノ變更ヲ市ニ協議スルコトヲ得

これは料金に關聯し供給瓦斯の質を規定した唯一の例であつて、都市の報償契約の等しく範とすべきものである。尤も大阪に於ては市は大正七年十二月瓦斯料金値上に就き左の如き條件を附加してゐる。

第五 會社ノ供給スル瓦斯ノ熱量ハ一立方呎ニ付キ四百八十英單位以上トシ其ノ壓力ハ水柱一吋五分ヲ下ラサルコト

第六 大阪市長ノ検査ニ依リ熱量又ハ壓力カ前項ノ標準ヲ下リタルモノト認ムルトキハ不可抗力又ハ會社ノ責ニ歸スヘカラサル理由ニ基ク場合ヲ除キ會社ハ需用家全體ニ對シ右低下ヲ示シタル日一日毎ニソノ月ノ瓦斯料金ノ三十分ノ一宛ヲ徴收スルコトヲ得サルコト

後に附加したこの條件の如きは全く契約の缺陷を補ふものである。

東京の契約が採つてゐるスライディング・スケール法は既に述べし如くであるが、現在大阪の料金制も稍々この方法に類したものを採用してゐる。大正十年九月大阪瓦斯會社が市に對し料金改正の同意を求めて來た場合、市は左の様な限度並に條件を附した。

第一 工業動力用瓦斯使用料金ハ一立方呎ニ付金貳圓參拾五錢以下ニ引下クルコト

第二 前項以外ノ瓦斯料金ハ一立方呎ニ付金參圓以下ニ引下クルコト

第三 會社使用ノ石炭時價一萬斤ニ付七拾圓以下ニ低落シタルトキハ大正七年十二月値上以前ノ料金ニ引下クルコト

第四 大正七年十二月値上以前ノ料金ニ復舊スルニ至ルマテハ會社ノ利益金ニシテ年一割配當ヲナン尙ホ貳萬貳千圓以上ノ餘裕アル場合ハ之ヲ次期ニ繰越シ之ニ相當スル料金ヲ引下クルコト

第五 (略)

即ち右の中第四項は東京のスライディング・スケール法に類するものであつて注意するを要する

第四節 財政的制限

20 配當制限

公益事業はその供給が一般社會の日常生活上の必需であること及び事業そのものが獨占的性質を有することに由り資本家にとつては安全確實な好箇の投資對象である。従つて事業未發達の場合には公益の名に依つて事業は國家又はその他公共團體の援助に頼り乍ら、一度營利事業として採算十分の程度に發達するや、投資殺到し或は高率の利益分配に依つて株價の著しき上騰を生ずるのが普通の現象である。然し乍ら公益事業は資本家の専横なる跳梁を許すべき壇場ではない。公益事業に就ては事業と一般社會との關係即ち對外關係と、事業と資本家との關係即ち對内關係と兩方面の監督統制を十分に行はなければならぬ。而して對外關係に於ける最も重要な問題は料金とサーゲイスの問題である。對内關係に於ける最も重要な問題は利益配當の問題である。報償契約の大多數が所謂報償を主眼としてこの兩方面の監督を徹底してゐないのは寔に遺憾である。報償契約に於て最も有効に利益配當を制限し需用者への利益還元を行つてゐるのは前にも述べ

た東京の契約に於けるスライディング・スケール法である。この他の契約に於ては僅かに超過益金の特別報償が或程度の配當制限の效力を有するに止まつてゐる。然し現行率程度の特別報償では配當制限の効果は極めて薄弱である。効果を十分發揮するにはスライディング・スケール法に依るか又は配當率最高限度を定むべきである。公益事業會社の株式を一般取引市場に上場し投機の對象とするが如きことは全く必要がないのである。一定の配當制限を設け財政的監督を嚴にして事業そのものの經濟化、合理化を圖ることがとりも直さず公益目的に合致する所以である。最近公益事業會社の配當制限の氣運が動きつゝあることは慶ぶべき現象である。

21 資本の増減

資本の増減は事業にとつて重大問題である。多額の利益を收むる場合、一方に特別報償等の制約がある爲め利益率を低下して表面上高配を避け、増資に依つて事實上多くの利益を配當するといふことは屢々行はるゝ藉手手段である。公益事業に於てはかかる手段は絶対に防止しなければならぬ。この意味に於て資本の増減に就き公共團體が統制力を持つことは極めて必要である。報償契約に於て事業者がその資本の増減に就き豫め市の承認を得又は市と協議すべきことを規定してゐるのは東京、名古屋及び仙臺の契約である。大阪と京都との契約は資本を増加する場合に

のみ市と協議し又は市の同意を得べきことを規定してゐる。事業の經營を安定し、事業の健全なる發達を期する爲めには、資本の増加に就てのみならず資本の減少に就ても監督權を留保することが必要である。廣島の契約は料金値上に就き協議調はぬ場合市及び會社の選定する四名の調停委員、その調停委員の意見一致せざる場合同委員の選定する一名の判定者に決定を委ねてゐるのであるが、これ等の者に資本増加の問題も委任してゐる。長崎、函館、熊本、岡山、札幌及び八幡の契約は何れも資本の増減に就き何等市に監督權を留保してゐない。

22 社債及び借入金

事業資本の統制に就ては公稱資本のみならず、實際上事業經營の運用資金たる社債及び借入金を監督しなければならぬ。さりとて社債及び借入金に就て餘りに苛酷な且つ繁文縟禮的な拘束を加へるならば、宛も現在市營事業が惱まされてゐると同様に、事業運營の圓滑を缺き著しく能率を減殺する結果を惹起する。従つて單に社債借入金に就てのみならず、一般に事業の財政的監督に就ては餘程注意することを要するのである。報償契約に於ける社債及び借入金の監督は事業公稱資本の増減に對すると同様、一定額以上のものに就ては市に同意權を留保してゐる。

東京の契約は會社が拂込資本の四分の一以上の社債又は借入金を爲す場合は豫め市の承認を得べきことを規定してゐる。大阪、名古屋、廣島及び仙臺の契約は會社が拂込資本額の半額以上の社債を募集する場合は市と協議し又は市の同意を得べきものとしてゐる。京都の契約は「資本金ノ半額ヲ超ユル社債」を募集する場合市の同意を得ることを要する旨を定め、拂込資本の半額であるか、又は公稱資本の半額であるかを明記してゐない。思ふに後者に依るものと解すべきか。又大阪以下の各契約は何れも社債募集に就てのみ規定し、借入金に就ては規定してゐない。多額の資金借入は多くは社債募集の方法に依るのが通例ではあるが、社債に依るも借入金に依るも、事業財政に關する限りに於ては資産に對する影響乃至效果は全く同一であるから、一方を監督して他方を監督しないといふ理由はない。長崎の契約は拂込資本の半額以上の社債募集又は借入金を爲す場合は豫め市の承認を得べきことを規定してゐる。東京及び長崎の例に於ける如く社債及び借入金兩方面を監督しなければならぬ。以上の他の契約は社債又は借入金に就て何等規定してゐない。

社債、借入金に就き拂込資本又は資本金の四分の一以上若くは半額以上と規定してゐるのは、一時に募集する社債額又は一時に借入る、金額の程度をいふのではなく、從來の社債又は借入金額を合計しそれに新に起す社債又は借入金を合算したる程度を示すものと解すべきである。

殊に社債及び借入金を規定してゐる場合は通算してその程度を定むべきではなからうか。

23 擔保權の設定

事業者が社債を募集し又は借入金を爲す場合はその背後に於ては事業財産を暗に擔保としてゐる譯ではあるが、明瞭に事業者がその財産の上に擔保權を設定する場合も生じ得る。例へば物上擔保付社債募集の如きは屢々行はるゝところである。事業施設を擔保に提供するといふことは事業の財政上極めて重要なことである。事業經營の安全と確實とを期する爲めには是非これを監督する必要がある。況してや市は事業者に市有又は市の管理する公共物の使用占用を許してゐるのであるから、假りに擔保權の行使に依り事業が第三者の手に移るようなことがあつては、事極めて重大である。他方に於て買収規定を設けて置いても何の效もなき結果となる。

東京、名古屋及び仙臺の契約は會社がその財産を義務履行の擔保に供する場合には豫め市の承認を得べきことを規定してゐる。これは他の契約には無い規定であるが、事業の健全なる發達を期する上からも亦市の權利を保全する上からも、適當なる規定である。將來金融市場の發達と共に事業資金を社債又は借入金に需むる傾向が益々強くなるであらうから、社債借入金の監督と同時に擔保權の設定を監督することは益々必要である。

第五節 經理上の義務

24 計算の證明

現在の報償契約は一般に報償規定を主眼としてゐるので報償金の算定に就き納付義務者の遁脱を防ぐ爲めに經理上の義務を課してゐる。然し經理上の監督を加ふることは單に報償金の遁脱を防止する爲めのみならず、事業に對し適當なる財政的統制を加ふる上から極めて必要のことである。故に事業者の不正を防止又は發見するといふ消極目的に適應するのみでなく、事業の内容を知悉し事業の健全なる發達を指導鞭撻するといふ積極目的に適應する監督方法を講ずべきである。報償契約に於ける報償金算定の計算に就ての立證責任は事業者の經理上の義務中重要なものであるが、餘りに報償金經理偏重に過ぎてゐる。然し動もすれば報償を多少にても免れんとするものが營利本位の私企業の常であるから、計算證明の責任を課するのは必要なことである。東京の契約は會社は市の要求あるときは第六條（スライディング・スケール法）及び第八條（報償金）の計算を證明する責あることを規定してゐる。¹² かく報償金算定又は損益計算に就き事業者に立證の義務を負はしてゐる契約は大阪、名古屋、京都、廣島、長崎、函館、仙臺、小樽及び札幌の契

¹² 契約第十條。

約である。熊本、岡山及び八幡の契約はこの計算證明の規定を缺いてゐる。計算證明の義務を課してゐるのはいはば事後監督である。公益事業の會計は寧ろ事前監督を必要とする。この爲めには單に計算の立證責任を事業者に負擔せしむる程度に止めず、恒常不斷に事業を監督する特別の機關を設置すべきではあるまいか。

25 帳簿書類財産等の検査

市は前項計算の當否を調査する必要がある場合は事業者の帳簿、書類、財産等を検査し得る権利を留保してゐる場合がある。市がかゝる権利を留保してゐる契約は東京、名古屋、長崎、函館、仙臺、小樽、札幌及び八幡の契約である。而してかゝる検査権の行使せられるのは市の必要と認むる場合即ち事業者の計算に不正又は不正の疑ある場合であつて、これも亦いはば事後監督の手段に過ぎない。従つてこの検査権が實際上何の程度の効果を擧げてゐるかは頗る疑問である。事業に對し適實な統制を加へる爲めには先づ事業そのものの内容を知悉する必要がある。而して事業の内容を知悉する爲めには經營の實際に立入つて諸般の事項を検索することが必要である。この意味に於ての検査権は極めて重要な権利である。然るに現在報償契約に於けるが如き、計算證明の場合市の必要とするとき行使する検査権はいはば一旦緩急ある場合に留保された権利であつ

て、行使は寧ろ例外的であり効果は薄い。市の保持すべき検査権は恒常的に事業各般に亘り行使し得る権利でなければならない。

26 營業の報告

又報償契約は計算の證明に就き市が必要とする場合は事業者に營業報告の提出を求め得ることを屢々規定してゐる。即ち東京、名古屋、長崎、函館、仙臺、小樽及び札幌の契約がこれに屬してゐる。八幡の契約は事業者の八幡營業所における損益計算書及び同營業所投資額取調書を毎決算期に市に提出すべきことを規定してゐる。事業の成績及び内容を知る第一の資料は營業報告である。故に營業報告は單に計算の證明に就き疑問を生じた場合にのみ必要であるのではなく事業に對し監督を加ふる爲めには常に缺くべからざるものである。成る程事業會社は商法の規定に依り一般的營業報告を公告するのであるが、左様の概括的のものでは監督権を行使する上からは不十分である。毎期といはず、毎月相當詳細なる事業成績を報告せしむべきである。而して報告の事項その他に就ては監督者が監督を行ふに適した一定の形式を定め、それに依つて報告せしむることが適當である。

第六節 其 他

27 營業種目の變更

以上の外事業者はその行爲に就き例へば事業の合併、譲渡等に就き制約を受けてゐるのであるが、これ等に就ては別項に述べることにし、茲には例として事業者の負ふてゐる一二の制約を擧げる。東京及び長崎の契約は事業者は營業種目を變更する場合は市の承認を得べきことを規定してゐる。又名古屋及び仙臺の契約は營業種目の増減變更に就て市の承認を得べきことを規定してゐる。營業種目の變更といひ或は増減變更といつてゐるが要するに同一であつて、契約當時の事業者の營業種目に變化を及ぼす場合である。何れにしても公益事業に於ける營業種目の變更は重大な問題である。何となれば營業種目そのものに依つて公益事業であるか否かが定まるのであるから、營業種目の變更は或は公益事業としての存在を否定し去るかも知れない。そうでないにしても副業又は兼業を増減することは主營業種目たる公益事業に大いなる影響を及ぼす。殊に瓦斯事業は副生産物が多種である關係上、營業種目を變更する可能性は電氣又は水道事業等の場合よりも遙かに大である。瓦斯事業報償契約に於て市が事業者の營業種目の變更に就き承認權を留保してゐるのは寔に適當といはなければならない。實際上適用されることは稀な規定であるにせよ、當然存在しなければならぬ規定である。

28 供給の擴張

供給の普遍化は屢々述べてゐる如く料金の低廉及び供給の改善と共に公益事業の三大使命の一である。されば瓦斯事業法は「瓦斯事業者ハ正當ノ理由アルニ非サレハ瓦斯ノ供給ヲ拒ムコトヲ得ス」(第十四條)と規定してゐる。このことは別に規定がなくとも公益事業が本質上當然一般社會に對して負ふべき責務である。これに依つて事業者が眞にその職能の社會的價値を自覺し公益原則の下に事業を經營するならば供給の擴張は自ら實現される筈である。然し乍ら私企業者は一般に採算上不利なる區域への擴張を進んでは行はない。故に供給を普遍する爲めには何等か強制的方法に依つて事業者に供給を擴張せしむる必要がある。單に正當なる事由なくして供給を拒むことを得ないといふことだけでは不十分である。瓦斯事業法制定に際して衆議院に於て、右の正當の事由といふことに就て例へば事業者が經濟上の事由に基いて需用者の要求に應じ供給することの出来ない場合も正當の事由なくして拒んだものといへるかといふ質問に對し、國務大臣が經濟上の事由から供給出来ない場合は正當の事由と考へられると答辯してゐることは事業の獨占權

の項に述べた通りである。然し經濟上の事由といふことが問題で、如何なることを意味するか可なり疑問である。例へば事業者が施設の償却又は維持修繕を顧みず利益の分配をのみこととしたため又は他事業への投資が失敗したため擴張資金が得られぬ場合右の經濟上の事由として正當なるものであるか。又供給希望者の住居が既設供給本管より距離遠くしてその供給が採算上事業者にとり不利又は損失である場合經濟上の正當なる理由といへるか。これ等に就ては實際上可なり問題があると思ふ。一々箇々の實際の場合に就て主務大臣の認定を待つといふことは言ふべくして行ひ難いことである。

供給の擴張は公益上極めて重要なことではあるが、營利上不利なる地區へも普遍化するといふことは私企業者に自由放任しては殆んど不可能なことである。故に事業者の利益率を多少低下せしむることはあつても、電氣事業の場合に述べし如く一定の場合に事業者に強制的に供給擴張を爲さしむる途を拓いて置かなければならない。瓦斯事業報償契約中には供給擴張に就て規定したものを見ない。唯大阪市會は大正十年九月十三日大阪瓦斯株式會社瓦斯料金改正の件を決議した際、供給擴張に關し左の附帶決議をなしてゐる。

一、會社ハ毎月五百戸ヲ下ラサル新規需用ニ應ジ瓦斯ヲ供給スルコト

二、會社ハ瓦斯管未ク普及セサル方面ニ於ケル瓦斯本管ヲ延長シカメテ新規需用ニ應スルコト

大阪市が右の如き附帶議決を以て會社に擴張義務を負はしてゐるのは全く報償契約の缺陷を補つてゐるものである。他諸都市に於ても宜しく供給擴張の問題を考慮すべきである。

第五章 事業の移轉

29 事業の讓渡

瓦斯事業法は事業の讓渡に就ては主務大臣の許可を受くべきことを規定してゐる。¹⁵ 公益事業の經營當事者が變るといふことは重要なことであるから、事業の讓渡に就て監督官廳が監督するといふことは特許企業の性質上當然のことである。殊に報償契約の存在してゐる場合には事業の讓渡に依り契約當事者が變更するのであるから、この場合に就て契約中に規定して置くことは極めて必要である。然るに瓦斯事業報償契約中には事業の讓渡に就き市が承認權を留保してゐる場合は頗る少い。これは事業の讓渡が生ずるといふことを豫想しないのに基いてゐるのであるかも知れないが、事業の合併以外の形式に依つて讓渡の生ずる場合も屢々あり得るのであるから、事業

¹⁵ 同法第十六條。

譲渡に就て承認権を市に留保し譲渡者に契約の承継を強制する途を拓いて置くことか必要である。長崎の契約は會社が長崎營業所の營業を廢し又は營業の全部若は一部を他に譲渡するときは豫め市の承認を受くべきことを規定し、且つ會社はその承継者をして本契約を承継せしむる義務あるものとしてゐる。又八幡の契約は會社は瓦斯經營事業を他に賣渡譲與せんとするときは豫め市の承認を得ることを要すとしてゐる。

多くの契約が事業譲渡の場合の監督方法を規定してゐないのは共通の缺陷の一つである。

30 事業の合併

瓦斯事業法は又瓦斯事業を営む會社の合併又は解散に就ても事業譲渡に就てと同様主務大臣の許可を受くべきことを規定してゐる。事業の合併には三つの場合がある。(一)事業會社が他の會社を合併即ち吸収する場合、(二)事業會社が他の會社と合併し第三の會社を新設する場合、(三)事業會社が他の會社に合併即ち吸収される場合の三場合である。事業を監督する上からいへばこの三場合何れの場合の合併も監督しなければならぬ。然し事業法の合併監督はそれを事業譲渡の後段に規定してゐる點より見て(一)の場合の合併を除き(二)及び(三)の場合の合併に就て規定してゐるのではあるまいか。報償契約も亦會社の合併に就ては市の承認を得べきことを規

定してゐるのであるが、同じく(二)及び(三)の場合の合併を意味してゐるようである。

會社の合併に就ては大阪の契約は會社より市に協議すべきこととし、名古屋及び仙臺の契約は市の承認を得べしとし、廣島の契約は瓦斯料金引上協議不調の場合と同様の調停委員の裁決に従ふこととしてゐる。又八幡の契約は會社は瓦斯經營事業を併合分離せんとするときは豫め市の承諾を得ることを要すとしてゐる。事業會社にあつては事業を譲渡する場合よりも寧ろ合併の形式に依つて同一の効果を納めるのが常である。而して資本金の増加は所謂増資に依る外他事業の合併に依つて増加する場合が相當多いのであるから資本の増減を統制する意味からいつても合併を監督することは必要である。合併の監督に就ては勿論電氣事業の場合に述べしと同様、(一)、(二)、(三)何れの場合の合併をも監督しなければならぬ。

第六章 事業の買収

31 買 収 權

瓦斯事業報償契約はすべて買収約款を包含し、開業後一定期間を経過したるときは市の希望に

依り買収し得べきことを規定してゐる。但し東京の契約のみは市が希望するときは何時たりとも會社は買収を拒むことは出来ない。かくすべての契約が買収規定を有してゐるといふことは瓦斯事業が全く市營に適するものであつて、たゞ暫定的に私營に委ねるものであることを語つてゐるものである。然しこの買収權の留保も瓦斯事業法の制定に依り法律が市町村に買収權を附與することとなつたから事實上はその効果を失つた譯である。即ち瓦斯事業法第十七條は「市町村カ瓦斯事業ヲ營マムトスルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ管轄區域内ノ瓦斯事業ヲ買収スルコトヲ得」と規定してゐる。然し同法附則に依りこの規定は同法施行の際市町村と瓦斯事業者との間に瓦斯事業の買収に關し期間の定めあるときはその期間これを適用せずとしてゐるのは注意しなければならない。

近時公益事業の市營が諸都市に於て計畫されつゝある。都市財源を茲に索めんがために公益事業の市營化を畫策するものに對しては遽かに賛同するを得ないのであるが、公益事業の社會的職能を全うする爲めにその經營が公共團體の手に委ねらるゝといふことは喜ばしいことである。瓦斯事業は電燈電力事業より以上に市營に適した事業であるから、特にこの市營化の氣運の促進を期待する。而して多くの主要都市に於ては既に瓦斯の供給は私營されてゐるのであるから、市營

化は當然私營から移らなければならない。そこに買収といふ困難にして重要な問題が生ずる。報償契約に於ける買収規定は留意しなければならない。

32 優先讓受權

私營公益事業を機會ある毎に市營とする途を拓いて置くことは適當なことである。それは公益事業は出來得る限り公共團體の手に依つて有能に經營することが理論上理想であるからである。この意味に於て報償契約に依り事業の讓渡又は廢業の場合市が優先買収讓受權を留保してゐるのは周到といはなければならない。市はこの優先讓受權を留保してゐなければ他方に於て買収規定が存してゐても結局何等の効果なきに至る。事業讓渡に就き市に優先權を認めてゐる契約は名古屋、長崎、仙臺及び八幡の契約である。八幡の契約は賣渡、讓與の場合にこれを認めてゐる。廢業の場合市に優先讓渡權を認めてゐる契約は名古屋、長崎及び仙臺の契約である。事業合併の場合には八幡の事業の併合分離の場合を除きこの優先權が認められてゐない。公益事業會社が被吸會社たる場合には合併に就ても亦市に優先讓受權を留保すべきである。廢業は勿論極めて稀な場合であるが、かゝる被吸合併の場合には企業合同の趨勢より見て事業讓渡よりも遙かに屢々生ずる事象であるから、この場合に優先權を留保することは特に必要である。買収權の發生は東京

の場合を除き一般に開業の日より一定期間經過後に於てであるから、優先譲受権は勿論この買収權發生要件たる期間満了前に於ける譲渡、廢業等の場合に留保されてゐるのである。この期間經過後は買収權が発生するから優先權は問題とはならない。然し公益事業は總て何時にても市の希望に依り買収し得ることとするのが理想であり、瓦斯事業法も亦この精神をとつてゐるのである。て、優先譲受權の留保は全く次善の策に過ぎないのである。

33 買収價格決定方法

報償契約に於ける買収規定は重要な約款である。買収約款中に於ては買収價格決定方法が重要な問題である。各報償契約に於ける買収規定は左の如くである。

瓦斯事業報償契約買収規定

一、東京市、東京瓦斯株式會社報償契約（明治四十四年十二月一日市會議決第二百三十一號）

第十三條 市ニ於テ會社ノ營業物件ノ全部ヲ買収セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

本契約期間内ニ於ケル買収價格ハ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル會社株式ノ既往五箇年間平均相場ニ依ル但平均相場カ右五箇年ノ利益配當平均年額ノ二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍ヲ以テ買収價格ト定ム

契約期間満了後ニ於ケル買収價格ハ會社最近ノ財産目錄ニ記載シタル價格ニ依ルモノトス

第十四條 前條ノ買収價格其他本契約ノ效力及履行上ニ付市ト會社トノ意見一致セサルトキハ双方ヨリ協議

委員各二名ヲ選定シ其ノ多數ノ決定スル所ニ依ル若シ其ノ協議委員ニ於テ尙ホ決定シ得サルトキハ協議委員ノ選定シタル一人ノ裁決ニ依リテ之ヲ決ス

〔備考〕 本契約の有効期間は滿三十年である。

二、大阪市、大阪瓦斯株式會社報償契約（明治三十六年八月六日締結）

第二條 會社ハ開業ノ日ヨリ滿五十年ノ後ニ至リ市ノ希望ニ依リ買収ニ應スヘキ事

前項ノ價格ハ大阪市内ノ株式取引所ニ於ケル會社株式ノ其ノ時ヨリ前三ヶ年ノ平均相場ニ依ル但シ其ノ平均相場カ右三ヶ年ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買収價格ト定ムヘシ

三、京都市、京都瓦斯株式會社報償契約（明治四十年六月二十一日締結）

第七條 會社開業ノ日ヨリ二十五箇年ヲ經過シタル後ニ於テ市カ會社營業ノ全部又ハ一部ヲ買収セムトスル

トキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買収價格ハ京都市内ノ株式取引所ニ於ケル既往三箇年間ノ平均相場ニ依リ之ヲ定ム若シ其ノ平均相場カ會社ノ既往三箇年間ノ平均配當年率ノ二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍ヲ以テ買収價格ノ標準トス

四、名古屋市、名古屋瓦斯株式會社（明治四十年五月十三日締結、大正五年九月三十日市會更正議決、大正六年一月一日

ヨリ履行）

第九條 會社ハ本契約締結ノ日ヨリ滿二十五箇年ヲ經過シタル後市ノ希望ニ依リ其營業及之ニ必要ナル物件

全部ノ買收ニ應スルモノトス

會社ニ於テ存立期間中廢業ヲ爲シ又ハ其營業物件ノ全部若クハ一部ヲ讓渡サムトスルトキハ市ハ他ニ優先シテ之ヲ讓受クルノ權利アルモノトス

第十條 前條營業全部ノ買收價格ハ本市内ノ市場ニ於ケル會社株式ノ三箇年平均相場ニ依ル但其ノ平均相場カ右三箇年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ム

營業一部ノ買收價格ハ市會社双方ヨリ評價人各二名ヲ選出シ其ノ多數ノ決スル所ニ依ル若シ評價人ノ評價格決セサルトキハ該評價人ノ選定シタル評價人一人ノ評價格ヲ以テ定ム

五、廣島市、廣島瓦斯株式會社報償契約（明治四十三年四月二十九日締結）

第二條 會社ハ開業ノ日ヨリ滿三十箇年ノ後ニ至リ市ノ希望ニ依リ買收ニ應スヘキ事

前項ノ價格ハ其ノ買收ノ時ヨリ前三箇年ノ會社株式平均相場ニ依ル但其ノ平均相場ハ右三箇年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ムヘシ

六、長崎市、東邦電力株式會社報償契約（大正四年四月一日）

第十三條 會社ハ本契約期間滿了後ニ至リ市ノ希望ニ依リテハ長崎營業所ノ營業及之ニ必要ナル物件全部ノ買收ニ應スヘシ

會社カ契約期間中長崎營業所ノ營業ヲ廢シ又ハ營業物件ノ全部若クハ一部ヲ他ニ讓渡サムトスルトキハ市ハ優先シテ之ヲ讓受クル權利アルモノトス

前二項ノ買收價格ハ最近三箇年間長崎營業所益金ノ平均年額ノ二十倍ヲ以テ買收價格ト定ム

〔備考〕 一、本契約有効期間は大正四年四月一日ヨリ滿三十箇年である。

二、本社長崎營業所の營業は電燈電力及び瓦斯供給事業を包轄し、電氣及び瓦斯事業報償契約は一箇の契約である。

七、函館市、北海道瓦斯株式會社報償契約（大正二年十二月四日締結）

第十一條 本契約ノ有効期間滿了ノ際區方函館區ニ於ケル會社ノ營業及之ニ要スル物件ノ全部ヲ買收セント

スルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買收價格ハ會社ノ總株數ヲ函館區ニ於ケル建設工事費ニ按分シ株式ノ價格ハ東京市内ノ株式取引所ニ於ケル既往五箇年間ノ平均相場ニ依リ其ノ買收總額ヲ定ム但其ノ平均相場カ右五箇年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍額ヲ以テ買收價格ト定ム

貯藏物品ハ其ノ帳入價格ヲ以テ會社ハ區ノ買收ニ應スルモノトス

買收價格ニ付區ト會社トノ意見一致セサルトキハ北海道廳長官ノ命令書第十六條ニ依ルモノトス

〔備考〕 一、北海道廳長官命令書

第十六條 許可ノ取消許可期間ノ滿了又ハ會社ノ目的タル事業ノ變更其ノ他法律上ノ事由ニ依リ本許可ノ消滅シタル場

合ニ於テ瓦斯管其他營業上必要ナル物件ノ全部又ハ一部ヲ其ノ所在公共團體ニ於テ買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買收價格ハ當事者双方ノ協定スル所ニ依ル若シ其ノ意見一致セサルトキハ双方ヨリ各三名以下ノ評價人ヲ選定セシメ當廳之ヲ決定ス

買收物件ノ範圍ニ付異議アルトキ亦前項ニ準ス

二、小樽市及札幌市と本會社との報償契約の買收規定はこの函館の買收規定と同じである。

八、熊本市、熊本瓦斯株式會社報償契約 (明治四十四年一月二十八日締結)

第六條 會社ハ開業ノ日より滿十五箇年ノ後ニ至リ市ノ希望ニ依リ買收ニ應スル事

前項ノ價格ハ前三箇年ノ株式平均相場ニ依ル其ノ平均相場カ右三箇年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其ノ二十倍ヲ以テ買收價格ト定ムヘシ

〔備考〕 大正二年九月本會社及鹿見島、大牟田、博多、八幡、小倉、下關、長府の各瓦斯會社は合併して西部合同瓦斯會社を新設した。

九、仙臺市、仙臺瓦斯株式會社報償契約 (明治四十三年九月十五日締結)

第十一條 會社ハ開業ノ日より滿二十箇年ノ後市自ラ本事業ヲ經營セントスルトキハ其ノ營業ノ全部及之ニ必要ナル物件全部ノ買收ニ應スルモノトス

會社カ存立期間中ニ於テ廢業シ又ハ其ノ營業物件ノ全部若クハ一部ヲ讓渡サムトスルトキハ市ハ他ニ優先シテ之ヲ讓受クルノ權利アルモノトス

第十二條 前條買收ハ相當價格ニ依ルモノトス若シ此ノ價格ニ付市ト會社ト協議整ハサルトキハ宮城縣知事ノ裁斷ニ任スルモノトス

一〇、岡山市、瓦斯起業者報償契約

第十條 起業者ハ開業ノ日より滿三十箇年ノ後ニ至リ岡山市ノ希望ニ依リ前三箇年間ノ利益平均額ヲ標準ト

シテ價格ヲ定メ買收ニ應スルコト但シ其ノ平均價格カ右三箇年間ノ利益配當平均年額十五倍以上ナルトキハ其ノ十五倍額ヲ以テ買收價格ト定ムルモノトス

一一、八幡市、西部合同瓦斯株式會社報償契約 (大正四年三月三十日締結)

第六條 會社ハ本契約締結ノ日より滿十二年後ニ至リ町ノ希望ニ依リ八幡營業所ニ於テ行フ事業ノ全部ヲ買收ニ應スルコト

前項ノ買收價格ハ町及會社双方協議ノ上之ヲ決定スルモノトス但シ協議不調ノトキハ双方ニ於テ各自二名ノ委員ヲ選定シ其ノ決定ニ從フヘク其ノ委員ノ意見一致セサルトキハ更ニ該委員ニ於テ選定スル一名ノ裁決者ノ裁決ニ任セ又ハ仲裁判斷ニ依リ之ヲ決ス

第七條 會社ハ瓦斯經營事業ヲ他ニ賣渡讓與又ハ併合分離セムトスルトキハ豫メ町ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ町ハ第六條ノ期間内ト雖モ買受讓受ニ付優先權ヲ有スルモノトス

上記の如く買收價格決定方法は電氣事業報償契約に於けると同様左の三種である。

(一) 株式公定相場の平均に據るもの

(二) 利益平均を基準とするもの

(三) 協定に依るもの

大多數契約の買收規定は(一)株式公定相場の平均に據つてゐる。株式公定相場の平均に據る

場合にも(一)三ヶ年間の平均に據るものと(二)五ヶ年間の平均に據るものとあることは電気事業報償契約に於けると同様である。即ち大阪、京都、名古屋、広島、及び熊本の契約が(一)に屬し、東京、函館、小樽及び札幌の契約が(二)に屬してゐる。

岡山の契約は前三ヶ年間の利益平均額を標準として價格を定むとして(二)利益平均を基準とする唯一の例である。

仙臺の契約は買収は相當價格に依るものとし、八幡の契約は双方協議の上決定するとし、共に(二)の協定に依るものに屬してゐる。

東京の契約の買収價格に就て契約期間満了後に於ける買収價格は會社最近の財産目録に記載されてゐる價格に依るものとしてゐることは注意しなければならない。又北海道諸都市の契約が貯藏物品の買収價格は帳入價格に依るとしてゐる點も注意するを要する。

尙買収價格決定方法に就き株式公定相場の平均に據つてゐる契約は何れもその平均相場がその平均年期間の利益配當平均年額の二十倍以上のときはその二十倍を買収價格基準とし、買収價格の最高限度をこゝに置いてゐる。

34 買収權發生時期

前項に舉示した買収約款中に規定されてゐる如く市の買収權は東京の場合を除き事業開業後又は契約締結後一定期間經過後に發生するのであつて停止條件附である。この期間も契約に依り異つてゐる。

市名	要經過期間	買収權發生年月
東京	(何時にても買収することを得る)	
大阪	五十ヶ年	昭和二十二年七月
京都	二十五ヶ年	昭和十年九月
名古屋	二十五ヶ年	昭和七年五月
広島	三十ヶ年	昭和十六年十月
長崎	(契約期間満了後)	昭和二十年四月
函館	(契約期間満了後)	昭和二十年十二月
熊本	十五ヶ年	大正十四年五月
仙臺	二十ヶ年	昭和五年一月
岡山	三十ヶ年	昭和十五年十一月
小樽	(契約期間満了後)	昭和二十年十月
札幌	(契約期間満了後)	昭和二十年十月

八幡

十二年

昭和二年三月

上記要経過期間中名古屋及び八幡の分は契約締結日以後の要経過期間であり、その他のものは何れも開業以後の要経過期間である。期間は十二年乃至五十年でその間には大いなる差異があり、一定の基準は存しない。既に述べし如く瓦斯事業法は市町村が瓦斯事業を営まんとするときは主務大臣の認可を受けその管轄区域内の事業を買収することを得ることを規定してゐるのであるが、同法附則に依り市町村と瓦斯事業者との間に事業の買収に關し期間の定めある場合はその期間この規定が適用されないとしてゐる。即ち上掲買収権發生年月までは市は強制的に買収を行ふことはできないのである。

熊本及び八幡に於ては既に買収権が發生してゐることは注意しなければならない。

第七章 事業の消滅

35 事業の廢止

瓦斯事業は市民の日常生活に缺くべからざるサービスを提供するものであるから、事業を廢

止するといふことは公益上極めて重要な問題である。それ故に瓦斯事業法は「瓦斯事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非サレハ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シ又ハ休止スルコトヲ得ス」(第十五條)と規定してゐる。これは特許企業の性質上當然の監督規定であつて事業を經營せんとする場合に許可權を留保してゐるのみでは不十分である。報償契約に於て事業廢止に就き市が承認權を留保してゐる例は僅かに東京に於てこれを見るのみである。即ち東京の契約は事業會社が契約期間内に廢業する場合には資本の増減等の場合と同様豫め市の承認を受くべきことを規定してゐる。名古屋、長崎及び仙臺の契約は前述の如く廢業の場合市に優先讓受權は留保してゐるが、別に廢業に就ての監督規定は存してゐない。瓦斯事業の發達せる今日に於ては實際上事業の廢業といふことは激甚なる競争を惹起せる場合は格別事實地的に獨占權が認められてゐる限りは殆んど起り得ないであらう。然し事業濫設の結果は事業の全部若くは一部の廢止は十分あり得ることである。この場合瓦斯事業法に依り主務大臣の監督はある譯ではあるが、事業の廢止は契約當事者たる市にとつて特に重大なる影響があるのであるから、この場合に處する適當なる監督權を市に留保して置くことは頗る必要である。報償契約がこの方面の對策を講じてゐないのは寔に遺憾とすべきである。但し次に述ぶる如く事業者が一定期間休業した場合には

市は契約を解除することを得るといふことは一般に報償契約に規定されてゐる。

36 契約の解除

報償契約は屢々事業者が義務を履行しない等の場合市が契約を解除し得べきことを規定してゐる。解除権發生の條件は大體同様であるが、契約に依り多少異つてゐる。これを規定してゐる契約は東京、名古屋、長崎、函館、仙臺、小樽、札幌及び八幡の契約であるが、各契約の解除権發生の場合を挙げれば左の如くである。

東京

- 一、會社カ正當ノ理由ナクシテ六箇月以上上市ノ注意ヲ無視シ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、一箇月以上休業シタルトキ

名古屋

- 一、會社カ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、會社設立登記ノ日より二ケ年以内ニ營業ヲ開始セサルトキ
- 三、一ケ月以上休業シタルトキ

長崎

- 一、會社カ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、會社カ報償金ノ減額ヲ計ル爲メ不當ノ損益計算ヲナシタルトキ
- 三、天災又ハ不可抗力ノ場合ヲ除クノ外一箇月以上引續キ休業シタルトキ

四、會社カ獨占權ヲ濫用シ市ノ公益ヲ害スト認メタルトキ

函館

- 一、會社カ正當ノ理由ナクシテ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、會社カ正當ノ理由ナクシテ一箇月以上休業シタルトキ

仙臺

- 一、會社カ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、會社カ正當ノ理由ナクシテ一箇月以上休業シタルトキ

小樽

- 一、會社カ正當ノ理由ナクシテ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、會社カ正當ノ理由ナクシテ一箇月以上休業シタルトキ

札幌

- 一、會社カ正當ノ理由ナクシテ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ
- 二、會社カ正當ノ理由ナクシテ一箇月以上休業シタルトキ

八幡

- 一、會社カ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ

以上の通り事業者の契約義務不履行と一定期間休業が解除権發生の主なる原因となつてゐる。

唯長崎の場合が他の契約よりも多くの解除権發生原因をかゝけてゐる。八幡の契約は會社が契約の義務を履行せざるときは市は契約を解除するものとし、當然に市が契約解除を行ふように規定

してゐる。契約義務不履行に就ては契約に依り正當なる理由なくしてといふ條件を附してゐないものもあるが、勿論これは正當の理由なくして契約義務を履行しない場合と解される。東京の契約は「正當ノ理由ナクシテ」の外に更に「六箇月以上市ノ注意ヲ無視シ」といふ條件を附してゐる。

例へば會社が正當の理由なくして六箇月以上市の督促を受けながら報償金の納付を怠つた場合の如きを指すものである。期間を附してゐるのは期間を附してない場合に比し明確ではあるが、東京の例に於ては會社が義務の履行を怠つた場合解除權發生の爲めには市が會社に注意する義務を負担するようである。かゝる注意義務を負担することは市にとつて煩瑣、不利ではあるまいか。

又事業休止に就ては一箇月以上といふ條件が附されてゐるが、これも契約に依り「正當ノ理由ナクシテ」又は「引續キ」といふ限定を缺いてゐる。然し何れの場合も正當の理由なくして引續き一箇月以上休止した場合と解すべきである。休止に因る解除權の發生は事業が市民の日常生活に缺くべからざるサーヴィスを提供するといふ公益性より生ずる當然の事象である。

大阪、京都、広島、熊本及び岡山の契約は解除權に就て規定してゐない。法令の整備に依つて報償契約はかなり事業監督上の威力を失つたのであるが、それ以前に於ては契約の解除は殆んど事業免許の取消と同様の效力を有してゐたのである。然し今日と雖も契約解除が事業者に及ぼす

影響は決して少くはないのである。實際上解除權を行使する場合は殆んどないにしても、市がこの權利を保有する爲めに事業監督の上に有する牽制力は決して些少ではない。

37 原 状 回 復

前項契約解除の場合、事業者にとつて最も重大なる負擔は原状回復の義務、回收權及び損害賠償義務の發生である。即ち東京の契約は左の如く規定してゐる。

前項契約解除ノ場合ニ於テハ會社ハ市指定ノ期間内ニ第一條ノ埋管其ノ他ノ裝置ヲ撤却シ原状ニ復スヘシ若シ之ヲ履行セサルトキハ其ノ物件ハ當然市ノ所有ニ歸シ尙ホ損害アルトキハ會社ハ之ヲ賠償スヘシ

名古屋、長崎、函館、仙臺、小樽、札幌及び八幡の契約は何れもこの東京の規定と同一の規定を行つてゐる。尙長崎の契約は廢業の場合に就ても同様の原状回復義務を事業者に負擔せしめてゐる。原状回復といふことは事實上極めて困難なことであり、實際には殆んど起り得ないと考へられる。唯解除權の效力を力附ける名分的規定である。事業者がこの原状回復の義務を履行しない場合にはその施設物件は當然市の所有に歸し、尙ほ損害ある場合は事業者は市に對し賠償しなければならぬ。事業者にとつては實に大なる負擔である。到底事業者は懈怠し得ないのである。然し電氣事業報償契約に於て述べたと同様これ等の義務を課する約款が今日何の程度まで效力を

有するかは問題である。が、それは別としてこの約款が事業者をして契約義務を履行しサーヴィスに忠實ならしむる爲めの罰則的規定であることは明かである。

第八章 契約期間の満了

38 期間満了の時期

報償契約の契約期間は(5)項に記した通り長短があるが、各契約の満了時期は左の如くである。

市名	契約期間満了年月	市名	契約期間満了年月
東京	昭和十六年十一月	仙臺	昭和五年九月
名古屋	昭和七年五月	小樽	昭和二十年十月
長崎	昭和二十年四月	札幌	昭和二十年十月
函館	昭和二十年十二月	八幡	昭和五年三月

上記の年月に契約期間は夫々満了するのであるが、仙臺、八幡及び名古屋の期限到来は最早數年を出でない。契約期間の定めある契約に就てはその満了と同時に少くとも契約を更新する機會は與へられてゐるのであるが、契約期間の定めのない上記以外の契約に就ては全く契約更新の機

會が與へられてゐない。買収を實行するまで現行契約を維持しなければならない。

契約期間満了の場合には(一)契約を打切るか、(二)契約をその儘として單に期間を延長するか、(三)新契約を締結するか、(四)市が買収を實行するか、何れかの方途が採られなければならない。契約期間の満了後市の希望に依り事業を買収し得ることを規定してゐる契約のあることは既に述べた通りである。この外には期間満了の場合(一)契約を打切るか、(二)單に期間を延長するか、(三)新契約を締結するかは、仙臺の場合を除き各契約中に規定されてゐない。これは恐らく期間満了に近付くと共に當事者間に話合に依り満了後の善後處置が講ぜらるゝことを豫期してゐる爲めであらう。仙臺の契約は「満期ノ場合ハ更ニ協定ノ上本契約ヲ繼續スルコトヲ得」と規定してゐる。契約の満了と同時に事業施設を撤して廢業するといふことは勿論出來ないことであり、又現契約をそのままとして期間を延長するといふことも適當ではない。社會、經濟事情の推移に順應して契約の内容を更新して行かなければならない。事業者が單に事業法令の下に經營を行ひ、都市とは全然無縁となり契約關係を存在せしめないといふことは亦不適當である。成る程制度上より見れば形式的には都市は事業監督者の地位に立つてゐない。然し實質的には都市は事業と密接の關係に立つものであつて、市民公益の爲めに事業を統制する力を有さなければなら

ない。契約期間満了の場合には當事者間の合意に依り又は公平なる第三者——例へば公益事業委員会の如き——の決定に依り契約を更新して行くべきことを規定して置くことはこの意味からいつても必要であり、又事業者に安心して事業を經營せしむる上からいつても必要である。

第九章 其 他

39 法令に依る影響

東京の報償契約は左の如き條項を有してゐる。

第十七條 法令ノ結果本契約消滅ニ歸シ又ハ其ノ條項ニ變更ヲ及ホスコトアルモ會社ハ市ニ對シ何等ノ要求ヲ爲ササルモノトス

名古屋、長崎、函館、仙臺、小樽及び札幌の契約は何れもこれと同様の規定を包含してゐる。これは契約當時に於て將來瓦斯事業に關する法令の制定を豫想し特にかゝる條項が挿入されたものと思はれる。法令の結果契約に影響を及ぼす場合法令に絶対服従しなければならぬの言ふ迄もない。而してその爲め何れの側に損害が生ずることがあつても、兩者何れにも故意又は過失

がない譯である。この場合報償契約が特に市の爲めに免責約款を設けてゐるのは如何なる場合にも公共團體たる市に損害を及ぼすことなからしめん爲めである。たとへこの規定がないにせよ法令に依る影響の甘受は止むを得ぬところであらう。大阪、京都、廣島、熊本及び八幡の契約がかかる免責約款を包含してゐないのは全くこの影響の甘受を當然とした爲めであらう。この免責約款は電氣事業報償契約に於けると同様一方的であるが、これは寧ろ双務的として、他の方面に於て事業の監督を嚴にすべきではあるまいか。

40 特殊約款

報償契約が公法上の契約であるか私法上の契約であるかは兎に角として、契約が法令と異り地方的性質のものであることは言ふ迄もない。従つて契約が各地方の特別の事情に順應した内容を盛るといふことは當然であり又盛らなければならぬのである。以上各契約の内容を通覽するに各契約が相當特殊内容を有してはゐる。例へば東京の契約に於けるスライディング・スケール法の採用、仙臺の契約に於ける宮城縣知事の買收價格の裁斷の如きはこれである。猶左記の如きも特殊約款である。

京 都 第四條 市ハ會社ノ營業開始後三ヶ年間ハ前二條ノ納付金（普通報償及び特別報償）ヲ免除スルモ

ノトス

第五條 京都府カ其ノ費用負擔ニ屬スル官有土地水面ノ使用ニ對シ會社ヨリ使用料ヲ徵收スル場合ニ於テハ市ハ之ニ相當スル金額ヲ前三條ニ依リ納付金ヲ限度トシテ該納付金中ヨリ減額スルモノトス

長崎

第十九條 市ニ於テ上下水道、道路、橋梁ノ新設變更若ハ修繕ニ當リ既設電柱又ハ埋管ノ位置變更若ハ一時取除ノ必要生シタル場合ハ會社ハ直ニ自己ノ費用ヲ以テ之ヲ施行スヘキモノトス

仙臺

第十六條 本契約書第一條ノ納付金（報償金）ハ會社カ開業後滿五箇年ノ後ニ於ケル決算期ヨリ履行スルモノトス

岡山

第十三條 起業者ニ於テ起業豫定期間内ニ工事ニ著手セス又ハ全部竣工セシムルコト能ハサル場合ニ於テ岡山市自ラ經營セムト欲スル時ハ無償ニテ起業權ヲ岡山市ニ讓渡スルモノトス但シ此ノ場合ニ於テ繼承者ニ於テ必要ト認メタル工事出來形ニ對シ時價ヲ辨償スルコトアルヘシ

第十四條 起業者ハ本事業ヲ株式組織トナスカ又ハ他ヘ其ノ權利ヲ讓渡スモ本契約ヲ履行セシムル義務アルモノトス

この外函館及び札幌の契約が瓦斯製造工場及び附屬建物を現在敷地以外に新設又は移轉せんと

するときは會社は豫め市の同意を得ることとし、又小樽及び札幌の契約が報償金の納付を營業開始後參半期分よりとしてゐる等は皆特殊約款である。

此の如く特殊約款は相當存在はしてゐるのであるが、更に地方事情に即したより多くの特殊約款が必要である。かくして始めて地方の實情に適應して有能なる契約に依る監督が現出し得るのである。尙かゝる特殊約款の外に契約に附隨した覺書、協定、料金規定又は裁決等は特に注意することを要する。何となればこれ等は或は報償契約の缺陷を補正するものであり、或は契約約款の施行細則に相當し、契約と一體となつてその効果を全うするものであるから。

第十章 結 語

41 報償契約の缺陷

瓦斯事業報償契約の多くは瓦斯事業が今日の如き發達を見ず又都市も今日の如き質實共に充實を見なかつた時代に締結されたものである。従つてその當時に於て假りに極めて適實な契約であつたとしても、それは今日に於ては、全く適實でないといふことを證明するものに過ぎない。然

るに現行のこれ等契約——いはゞ原始契約——は既に契約の當初から多くの缺陷を包藏してゐるのである。報償契約を以て單に事業者をして市に報償せしむることをのみ目的とするのであれば即ち止む、假りにもこれに依つて以て契約に依る事業の監督を實施せんとするのであれば尙多くの點を補正しなければならない。成る程瓦斯事業關係法令の整備に依つて事業の監督は一應完全に統制された形である。實際事業監督は形式上一途に統制された。然し法令に依る統制は勢ひ法令の性質上全國的に各事業に共通なる諸點を通じての統制である。従つてその統制は形式的、表層的に流れ易い。勿論假りに形式的に流るゝにもせよ全國的に瓦斯事業が法令の一途に依つて統制さるゝことになつたのは我が瓦斯事業統制の一大進歩である。が更にその統制の下に於て各地方各事業に對し地方的、箇別的監督を加ふることが必要である。即ちこゝに報償契約の活動分野があることは既に述べた通りである。されば、法令整備以前の契約は知らず、將來の契約は事業上の原則的監督事項は總て法令に規定されてゐるのであるから、その地方その事業に特殊の事項を重要な内容とすべきである。この意味に於て現行報償契約は地方色に乏しいといはなければならぬ。

公益事業監督上最も重要な問題はサービスの監督である。料金の問題、質の問題、供給擴張の問題は均しく重要な監督事項であるが、現行報償契約はこれ等の監督に就て多くの缺くる點がある。將來の契約は各地方の實情に適し又各事業の實際に應じて供給料金及び質を規定し擴張義務を課すべきである。又事業の財政的監督も重要な事項であるが、この監督を眞に有效に徹底する爲めにはどうしても地方的に各事業箇々に亘りその内容に立ち入つて行はなければならぬ。それには報償契約に據るのが最も適してゐるのである。然るに現行契約はこの方面に於ても猶十分に活動してゐるといへない。例へば事業者の副業又は副生産物に就て何等監督せず、又事業者の他事業への投資に就ても何等制限を加へてゐない。將來の契約はこれ等の諸點に就て周到を期することが必要である。この外挙げれば現行契約には多くの缺陷がある。將來の報償契約はこれ等缺陷を補正し地方的な特殊内容を盛るべきである。そして近く契約期間の満了するものもあるから、先づ以てこれ等のものから更改に際し面目を一新すべきである。

昭和三年十月十日印刷
昭和三年十月十三日發行

瓦斯事業報償契約

定價五十錢

檢



東京市麹町區有樂町一丁目一番地

編輯兼
發行者
附
東京市政調查會

東京市神田區表神保町十番地

印刷者
前
田
宗
松

刷印所刷印社成文

發行所

東京市麹町區有樂町一丁目一番地
電話七六〇九番

財團
法人
東京市政調查會



東京市政調査會調査目録

市政一般	ピアード博士・東京復興の意見 <small>(市政調査資料 第一回市民 第五回)</small>	三〇	現代都市計畫 <small>(市政調査資料 第一回)</small>	三〇
	ピアード博士・東京市政論	二、五〇	イギリスの都市計畫法 <small>(市政調査資料 第六回)</small>	三〇
	ピアード博士講演集	五、五〇	復興局編・帝都復興事業概観	二、五〇
	帝都の復興と教育者の希望 <small>(第一回市民 第四回市民 第五回市民)</small>	一、〇〇	岸博士・東京市の工學的地質研究	一、〇〇
	我等の東京 <small>(第二回市民 第三回市民)</small>	一、五〇	土地區劃整理に就て <small>(第一輯・第二輯)</small>	同
	市民賞論文集 大正十五年 <small>(第三回市民 第四回市民)</small>	一、五〇	ドイツ都市に於ける土地區劃整理	六〇
	婦人の觀た東京市政 <small>(第四回市民 第五回市民)</small>	一、二〇	ドイツに於ける土地區劃整理の實例	四〇
	小市民は東京市に何を希望するか <small>(第二回市民 第三回市民)</small>	一、五〇	地帯收用 <small>(市政調査資料 第七回)</small>	六〇
	帝都の制度に關する調査資料 <small>(別別)</small>	五、〇〇	地帯收用 <small>(市政調査資料 第九回)</small>	六〇
	東京都制に關する諸案 <small>(市政調査資料 第十五回)</small>	六〇	米國クリウランド市土地評價法 <small>(市政調査資料 第十四回)</small>	四〇
	東京市町内會に關する調査	二、二〇	イギリスの田園都市 <small>(市政調査資料 第十回)</small>	六〇
	英國自治制度の特質 <small>(市政調査資料 第十四回)</small>	四〇	街路照明	二、五〇
	市政のシュムミツ制及ジャーニー制 <small>(市政調査資料 第十六回)</small>	近刊	街路樹 <small>(第一回市民)</small>	四〇
	米國に於ける市政調査 <small>(市政調査資料 第十三回)</small>	三〇	英國の住宅政策 <small>(市政調査資料 第十二回)</small>	六〇
	普選に依る最初の市會議員選舉	六〇	大建築物煖房資料	五、〇〇

東京市政調査會調査目録

公益事業	東京市中央卸賣市場位置選定 <small>(意見)</small>	一、〇〇	都市金融の概況 <small>(都市市民金融に關する調査 第一回)</small>	一、〇〇
	大東京瓦斯供給に關する意見	同	市設貯蓄銀行 <small>(都市市民金融に關する調査 第二回)</small>	二、二〇
	電力大都市集中と起電力聯系並に就て	同	市街地信用組合 <small>(都市市民金融に關する調査 第三回)</small>	二、二〇
	我國水力電氣の利用限度に就て	同	公設質舖 <small>(都市市民金融に關する調査 第四回)</small>	二、五〇
教育	自治及修身教育批判	一、三〇	土地増價税と土地未改良價格税の研究	一、二〇
	都市教育の研究	五、五〇	都市財政に於ける特別賦課問題 <small>(市政調査資料 第一回)</small>	四〇
	米國の都市教育組織 <small>(市政調査資料 第八回)</small>	八〇	小額信用制度の研究 <small>(市政調査資料 第二回)</small>	三〇
	公民教育に關する調査 <small>(上巻)</small>	近刊	ウイーン市財政事情	五〇
	東京市の實業補習教育	近刊	東京市財政統計諸表	一、五〇
衛生	都市の保健行政組織	三〇	東京市豫算案管見 <small>(昭和二年度)</small>	五〇
	イギリスの保健行政組織	四〇	東京市の區財政に關する調査	三、五〇
	都市の結核問題 <small>(市政調査資料 第十七回)</small>	三〇	其他	
	都市に於ける妊産婦保護事業	二、三〇	月刊雜誌「都市問題」合本	第一卷 四、〇〇 第二—五卷 各三、〇〇
		三	邦文雜誌記事索引	二、〇〇

